

# 監獄協會雜誌

第 五 號  
第 貳 拾 七 卷

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可  
明治二十一年五月創刊每月一回二十日發行

(五月二十三日發行)

# 監獄協會雜誌第二十七卷第五號目次

○論	..... (一頁)	○出入監者と腸胃病との關係..... 萩谷忠
○長期囚の處遇に就て.....	..... 原夫次郎	○集鴨監獄假出獄者に關する二三の調査..... 武田慧雲
○結社的若くは集合的犯罪の傾向に對する刑事政策論(承第二十七卷第三號).....	..... 寺田精一	○大正二年中埼玉縣下に於ける出獄入保護事業の概況..... 白井勇松
○自然犯罪と人爲犯罪.....	..... (三四頁)	○奈良至徳會の發展.....
○講演.....	..... 法學博士 鶴澤總明	○宮城縣加美興風會狀報.....
○監獄と教育.....	..... (四四頁)	○肥後慈惠保護場の近情.....
○修養.....	..... 文學士 西晋一郎	○通信..... (八七頁)
○惡の性質に就て.....	..... (四八頁)	○青森通信.....
○統計.....	..... (四五頁)	○德島通信.....
○雜纂.....	..... (五五頁)	○米澤女監の近況.....
○幽室偶語.....	..... 福堂居士	○彙報..... (九一頁)
○在監人の無籍者に就て.....	..... 羽柴生	○被告人の逃走○受刑者の壓死○受刑者の縊死○同じく縊死○被告人の縊死未遂○官有財産たる樹木の保管轉換と經伺○山田平壤典獄の逝去○丹羽典獄の退官.....
○寄書..... (六一頁)	..... 白井勇松	○司法省監獄公文..... (九四頁)
○少年受刑者の犯因と境遇(承第二十七卷第四號).....	..... 澤田順次郎	○會報..... (九五頁)
○不良少年に對する刑事政策(承第二十七卷第四號).....	..... 金澤貧樂生	○地方部長の囑託及解除○其の後の加盟保護會.....
○監獄衛生叢談(承第二十七卷第五號).....	.....	

# 監獄協會雜誌第貳拾七卷第五號

## 論說

### 長期囚の處遇に就て

短期自由刑の弊害は既に世間一般に認識せられ刑事政策上之れか救済の方法として刑執行猶豫の制度あり起訴猶豫の處分あり然るに長期の自由刑に就ても其弊害と認むべきもの之れ有るに拘らず未だ多く學者爲政治家の注意を喚起するに至らざるは惜むべし然らば謂ふ所の長期自由刑の弊害とは何んぞや請ふ爰に少しく之を説き併て之れが救済方法の研究に言及せん

惟ふに社會の進歩は時々刻々息むこと無し我邦近年に於ける變遷の急激なるは之を例外とするも社會は活物なり進まされは即ち退く其變化殆んど窮りなきが如し然れば十年十五年の星霜を獄裏に送らば智識ある階級の人と雖とも一步獄

門を出て、は隔世の思あるべし十年以上の處刑を受けて釋放せられしものにして金錢の計算さへ忘却し去れる如きもの往々之れあり渠等が如何に社會的智識の缺乏せるかを推知すべきにあらざるか又監獄は森嚴なる別天地にして受刑者たるものは始終嚴正なる紀律の下に在り故に其秩序的の生活に馴致せしむるの利は固より之れ有るも在監久しきに涉れば習慣の然らしむる所萬事受働的となり消極的となり或意味に於て唯命惟從底の人と化し無氣力の甚しきもの多し出獄の後も或は事毎に他人の注意指示あるに非されは動かさるか如き或は人に對すれば無意義に低頭平身するか如き其一般を知るに足らん又加ふるに受刑の苦痛と煩悶とは牽ひて其體力を減耗し社會に立つて活動するの能力を鈍からしむるものの如し而して是皆長期自由刑より生ずる必然の結果なりとす凡そ智力體力氣力の三者は人間生活上缺く可らざる要素なり若し其一に缺くる所あるも尙且出獄後出て、自由競争場裏の人となりて其敗者たらざるを得ざるもの幾何か之れ有らん況んや其二以上を併有するものに於てをや殆んど其生活力を奪取せられたるに異ならざるべし長期自由刑の受刑者に及ぼす弊害は一面より觀れば實

に慘たるものあり而して其結果は獨り受刑者の不幸たるのみにあらざるなり抑自由刑は古來現はれたる刑罰中に就き比較的適正の刑罰たるは文明諸國の刑法が主として之を採用したるに鑑みて異議を容るゝの餘地なしと雖ども一利の有る所必ず一弊の伏する所たり長期自由刑に就て斯る弊害を見ること寔に止むを得ざる所なるべし故に可成其弊害を緩和し之をして甚しきに至らざらしむることは是又刑事政策上緊要なる問題の一たるべきなり而して吾人を以て之を見れば此問題は行刑上のみならず立法上よりも之を研究するの要あるべしと雖ども吾人は爰に姑く行刑上の方面より之れが救濟方法を論述する所あらんとす

(二)長期自由刑の弊害を救済するに於て最も有力なるものは假出獄制度なり假出獄は其適用の如何に因りて頗る効果多きことは統計の示す所に因りて明瞭なり蓋し取消を條件とせる假出獄は一定の期間出獄人をして良民的生活を保障せしむるに足り而して此保障は自然彼等をして社會生活に入るの第一歩を占せしむるものにして其成績の良好なるや又疑ふべき所なし然れども假出獄は之を許可せざるゝに法律上一定の制限あるを以て素より長期刑者一般に其利益に均霑せ

しむること不可能なれども又以て長期自由刑の弊害を緩和するの一方法とするに足るべし (二)受刑者の教育は監獄法に於て年齢其他に就き制限を設けず即ち被教育者の資格は典獄の自由裁量に委せられたるを以て長期刑者に對しては可成廣く適度の教育を行ひ其科目は最も實用的のものを選ひ教授すべし素より一面宗教教育に因りて其精神生活を健全ならしむるを要するは論を跋たさるなり若し長期刑者全般に涉り多年教育を行ふことの實行上難しとせば殘刑期一年若くは二年のものに對し社會的教育の趣旨に依り特別教育を行ふも可なりとす又看讀書藉に就ては努めて其範圍を廣くし雜誌の如きも支障無き限り之を許可し以て其智能を訓練する事に努むるは出獄後に於ける生活力の素地を得せしむるに就き尠からざる効果あるべし (三)苟も刑罰執行の下に在りては長期囚も短期囚と同一に嚴正なる紀律に服従せしむべきは勿論なりと雖も長期囚にして其刑期の半を経過し且其行狀不良ならざるものに對しては不紀律に失せざる限り幾分其紀律を緩にし之れを處遇するを以て最も適當なりと思はる是れ一は其改善を奨勵するの手段たると與に他は多年紀律の厭迫を蒙りたる爲め將に沮喪せ

んとせる氣力を恢復せしむるに於て幾分の効果あるべし (四)運動に就ては住々之を輕視するの傾向あり縱令然らざるも作業上又は檢束上の不便より之を行ふも單に形式に止まるの嫌なしとせず然れども運動の保健上必要なるは絮説を要せず又法規の明示する所なれば努めて一般受刑者をして之を行はしむべしと雖ども殊に長期自由刑の弊を救済するに於て其必要ありと謂はんと欲すされは長期受刑者には病者老衰者等を除くの外は毎日必ず屋外に於て二十分間の運動を行はしめ以て其體力筋骨を鍛練せしむることゝすべし斯の如きは體力の衰耗を豫防するに於て大なる効果あるべし尤も運動は徒らに首を搖し手足を振るを以て足れりとせず看守中體操の素養あるものを以て教官たらしめ受刑者をして渾身の力を籠めて熱心に之を實行せしむること緊要なりとす其他冷水摩擦又は深呼吸の如きも適當の場所適當の時間に於て之を爲さしむるの有益なることは論を待たざる所なり (五)作業は主として職業教育の意義に於て之を科せらるべきは監獄學上の定説とする所なるに拘らず實際の狀況は稍もすれば作業經營上の必要と戒護檢束上の都合に制せられ職業教育の意義に副ふこと能はず一般の傾

向よりせば單に勞働勤勉の習慣を訓練せしむるに止まるもの、如く我邦の現状に照して實に止むことを得ざる所なりと雖とも吾人は少くも長期受刑者に就ては可成職業を習得せしむるの方法に因り作業を科せらるゝを以て其宜しきを得たるものと思考す蓋し何れの監獄に於ても出獄後の生業として餘りある種類のもの尠しとせざるなり殊に受刑者の人格と其住地との關係に因り甲乙其事情を異にし甲にして適當ならざるも乙にして適當なるものあり精細なる調査と觀察とを以てすれば其取捨の間に於て更に一層職業教育の意義を貫徹するに就き便宜あるべし若し失れ作業の經營上受刑者に對し出獄後の生業として適當なる作業を科すること能はざる事情ありとせば其釋放前一年若くは半年間可成屋外の強役に從事せしめ他日社會に出て、勞働を爲すに堪ゆるの素地を造らしむるを可とす曾て免囚保護事業に經驗ある某氏余に語て曰はく出獄人の多數は其體力の劣悪なる憾あるのみならず其顔面手足共に白色にして一見勞働者たるに適應するものあり之れか爲め雇主より謝絶せらるゝもの多し故に其就職を求むるの前に於て先づ其皮膚の色揚を爲すを要すと蓋し事實の真相を得たるの言なるべし

以上論述せる所は長期刑者に對する處遇の大體に過ぎずと雖とも若し局に當るものにして運用宜しきを得は長期自由刑の弊害を防止するに於て大に力あるべきを信す唯爲之行刑官吏に對し多少の煩雜と努力とを要望せざるを得ざるに至るは又止むことを得ざる所ならん或人曰はく長期自由刑の弊害に就ては子の言の如し然れども之れが救済の方策は立法上の問題として大に攻究を要すべし子の説の如きは未だ苟息の議たるを免れずと蓋し眞に然り吾人他日立法上より之を研究するの時機あらん然れども事の立法に關するもの之が解決を見んこと容易の業にあらず且夫れ既に其弊害を認めたりとせば苟も法令に違背せざる範圍に於て行刑官吏たるもの之れが救済の方法を講し以て行刑上の眞目的に達することを努め一面國家の道義上に於ける義務を全ふせんことを圖るは當然の任務ならずとせんや是れ爰に吾人の此論を草して識者の教を請ふ所以なり(祿堂)

## 結社的若くは集合的犯罪の傾向に 對する刑事政策論(承第二十七卷第三號)

佛國法學博士  
原

夫 次 郎

### 第二 共犯の平等責任主義

此主義は羅馬法に依りて創見せられ後佛國古代の寺院法一千七百九十一年及び一千八百十年の同國刑法に採用せられしものにして苟くも多數者か共同的に或る犯罪に加擔したるときは其加擔行爲か正犯行爲たるに従犯行爲たるを將た教唆行爲たるを問はず均しく其責任を負擔す可きものにして刑罰は原則として其間に平等均一ならざる可からず何となれば共犯者は一旦他人と或る犯行を結托し若くは承允し其犯行の實現せしめんことを欲して自ら之れに加擔の行爲を爲したる者なれば縱令何人か直接に其犯行を實行したるにせよ其實現せしめたる犯行は加擔者各自に於て豫見せられ且つ加擔者一同の連帶的共同の力に因りて實現したるものなり従て其實現したる犯行の結果た

る刑罰も亦加擔者一同の連帶的責任に歸す可きものにして毫も其間に不平等なる刑罰責任制を定む可き理由あることなればなりと  
然れども此佛蘭西法主義は爾來多數の刑事法學者に依りて非議せられし所のものなりしか殊に近世諸國の刑事立法に於て漸次前掲第一主義を改良して共犯者に對する新なる分別刑主義を制定するに及んで益々非議の度を高むるに至りたり今「フォンブリー」氏 (M. Von Buri) の此點に關する論難を見るに

『一面に於て總ての犯罪は恰も他の總ての社會的現象の如く之れを確定する所の多くの原因若くは多くの條件の集合に因りて産出する所のものにして此等の原因若くは條件の各自は何れも其犯罪の産出に加擔したるものなれば此各原因若くは各條件は他の各原因若くは各條件と相俟つて其犯罪の産出に必要なりしことを肯定するを得可し従て其多くの原因若くは多くの條件中の一、二か缺欠することに因りて其犯罪の實現せざりしならんことを想像せしむ可きを以て多數者の共同に依りて犯されたる犯罪に在りては其各共犯者に科する所の刑罰は不分割的 (indivisible) ならざる可からざると同時

に其犯罪の産出に關し從犯若くは教唆の干與と正犯の干與とを區別し若くは干與者の或る者か他の者より輕重の干與を爲したるや否やを區別することなく總て其共同の力に因りて産出したる犯罪に干與したる行爲を客觀的に全然平等均一視せざる可からざるの結論を生す可し然れども亦他面に於て若し此等同一犯罪に干與したる正犯者並に從犯者か其犯罪の産出に就き各自同量共通の慾望を有したりとせば正犯者は敢て他の從犯者の干與行爲を俟つまでも無く自ら其事を決行す可く又從犯者は敢て正犯者の犯行を幫助するまでも無く主として自ら進んで其事を行ふ可き筈なるに此等共犯者か事茲に出でざりしは全く其間に干與者各自の主觀的方面に於て互に其慾望の相異なるものあるが爲めならずんばあらず即ち正犯者は自ら手を下して犯罪の實行々爲を擔當する特段の慾望と固有の目的を有したるに因るものなれば自ら手を下して罪犯の實行々爲を加擔することなく唯其實行者に從屬的行爲を以て其犯罪の實行を幫助したるに過ぎざる所謂從犯者の慾望と目的は正犯者の慾望と目的に自ら差異なき能はず從犯

者の從犯の慾望と目的は自ら手を下して犯罪實行々爲を爲すまでに固有にして且つ特段なるものにあらずして單に正犯者をして犯罪實行の決意を生せしめ(教唆罪)若くは既に決意したる正犯者の犯罪の實行を希望するが爲めに之れを容易ならしむる(從犯)合に過ぎされはなり換言せば正犯者の犯罪を實行するや其固有の目的に於てし從犯者の犯罪を幫助し教唆者の犯罪を教唆するや正犯者の獲得せんとする結果に從屬するの目的に於てす」と

### 第三 從犯若くは教唆犯の固有犯罪主義並に刑事責任の箇別主義

前來論示したる共犯者の責罰に關する主義は何れも正犯者か現實に實行したる犯罪行爲の後其犯罪行爲を基本とし之を照準して他の共犯者の責任を定むることゝ爲したるより爲めに多くの刑事法學者並に立法者をして此理論を演釋し可措從犯若くは教唆犯固有の獨立の犯罪を認むることなく從犯若くは教唆犯は正犯に從屬したる非獨立の犯罪なりとの結論を爲すに至りたり故に例へば犯罪の教唆者は事を指定して他人を教唆し因て其被教唆者をして犯罪を決意せしめたる場合に在りても被教唆者か現に其犯罪を實行せざりしときは

縦令教唆者の如此惡意の發表あり而して被教唆者に對して如此教唆行爲ありたること顯著なるに拘らず之れを處罰するを得ず又例へは子が其父若くは母を殺す所の犯罪を幫助したる何等親族にあらざる從犯者は其正犯者が所謂殺親罪の加重刑に據りて罰せらるゝの故を以て此加重刑に準據して處斷せらる可しと雖も若し反之何等親族關係なき他人が自己の父若くは母を殺す所の犯罪を子たる自己が幫助したるときは其殺されたる者は自己の親なるに拘らず其正犯者に何等親族關係なく從て普通の殺人罪を以て處斷せらるゝの故を以て之れが從犯者たる子も亦其正犯者の罪を準據とし敢て殺親罪の加重刑を以て照準するを得ざるの不條理を觀るに至る可し

於此乎一千八百九十五年八月リンヅ市(Linz)に開催せられたる萬國刑法學會に於て多くの主義を競合討議し總て此等の弊害を芥除し從犯若くは教唆の正犯に隸屬的刑事責任を排し從犯者若くは教唆者各自の表示したる反社會性の特別の條件を考察し其固有の責任に於て爲したる行爲に付特別の犯罪を認め恰も正犯者の行爲の如く各自獨立して箇別的に其刑事責任を定む可きことを議決

したるを觀る

即ち此主義の主眼とする所は「總ての犯罪に就て最も考を要す可きは犯人其者にして現に犯したる犯罪は其犯人を驅つて茲に至らしめたる動機如何に繋るものぞす故に其外部に表現したる犯行の司法的價値は常に犯人の反社會性的大關係の前に減却せらる可きものなり」云

如此當時主として同會議に於て伊太利實驗學派の諸原則を認容敷衍して薪新なる共犯に關する法則を提唱論議したるは「フオン、リスト」氏(M. Von Liszt)、「フョイトスキイ」氏(M. Foinitsky) (露都サメテレヌ)、「ニコラドニ」氏(M. Nicoladoni) (ラ市ニトスキイ)、「ゼツツ」氏(M. Getz) (控訴院檢察事長)の諸氏にして此新主義は聽て那威國刑法の採用する所と爲りしかば次て又瑞西聯邦刑法草按に於ても採用せらるゝに至りたり

参照 「カッラ」氏の殺親罪の共犯論(Les propositions à l'occasion de la participation au par-

ricide par M. Carrara)

「テイビエニル」氏の共犯論(La notion de la complicité de M. Thibierge)



「ガレ」氏の未遂犯論(La notion de la tentative punissable de M. Gallet)  
 一千八百九十五年發行の萬國刑法學會議事録(Bulletin de l'Union internationale du droit pénal, 1895)

「一千九百九十八年發行の萬國刑法學會議事録中所載の那威刑法々條  
 (Le text de ce Code pénal norvégien dans le Bulletin de l'Union internationale du droit pénal, 1898)

「一千八百九十六年に公にせられたる瑞西聯邦刑法草案按並に「アルフノ」ド  
 コーチエ氏(サネホ)の同草案按評論(Le projet du Code pénal publié en Suisse 1896  
 et l'édition avec observations et motifs publiée en 1894 à Bâle et Genève par M. Alfred  
 Gautier, professeur à l'Université de Genève)

「シゲル」氏の共犯の實驗的理論(La teoria positiva della complicité de M. Sighele)

#### 第四 共犯責任の加重情狀主義

此主義は「フエリー」氏(M. Ferris)及び「シイゼン」氏(Sighele)等の唱導に係る所謂伊太利

實驗學派ノ主張ニシテ總て犯罪に干與したる者に對しては其刑の箇別主義ならざる可からざることを前提とし且つ社會保護の必要上苟くも其犯罪か多數者共同の力に因りて犯されたるものなる以上は正犯たるに從犯たるに將た教唆罪たるを問はず其加擔行爲は概して重き情狀ありと看做し各自に其加重刑を科す可きものなりと云ふに在り而して此多數共犯者の加重刑情狀を認む可き考證として此論者の引例する所に據れば則ち

(一) 概して共犯は多數集合の權威に因り其企途したる犯罪遂行力を旺盛ならしむるのみならず其各自部署を定めて事に當るか爲め犯罪を遂行するに容易なり

(二) 共犯者の結合は常に最も重大なる犯罪を遂行することに共犯者各自を熱中せしむるの傾向を呈するものにして刑事統計の示す所に據れば貪慾卑劣なる犯罪は常に多くは此同類相集する所の共犯關係に依りて遂行せらるゝを觀る

(三) 就中共犯の一種なる結社的犯罪は常に慣習的犯人(Des criminels d'habitudes)

職業的犯人 (Les criminels professionnels) 累犯者 (Les repris de justice) 浮浪罪惡者 (Les souteneurs) 等の罪惡的固疾者に依りて結合せられ極めて忠實に或る特種の罪惡を遂行せらるゝものにして夫の初犯者若くは偶發犯人の如きは此結社の罪に加擔すること極めて稀有の事例に屬すればなり

共犯責任に關する此主義は最も進歩したる學說にして未だ何れの立法も全然此主義を採用するに至らずと雖も唯佛國の刑事立法に於ては前既に論述したるが如く一千八百九十三年十二月十八日の法律を以て同國刑法第二百六十五條以下の規定を改正して一部此主義を採用し犯罪社會に於て罪惡者の結社の團體あることを認め此等の團體か未だ犯罪を遂行せざるに先たち其目的下に於ける和合一致をすら特種の嚴罰に處するを以て若し其團結者か此改正法の豫見したる罪惡者なりせば其犯罪干與か正犯たりと從犯たりと將た教唆犯たることを問はず均しく此加重刑を受く可き結果を生ずるは論を俟たず

第三類 何等豫先の結合謀議なくして倏忽なる群衆煽動に因る犯罪干與即ち所謂群衆心理 (La psychologie des foules) の影響と群衆犯罪の

刑事責任 (La responsabilité des foules)

犯罪の實行前に何等豫先の結合謀議なくして集合したる群衆か事に觸れ各自互に蜂起煽動して同時に多くの犯罪を現出せしめるときは其現出したる多くの犯罪は固より群衆の蜂起煽動の結果に因ると雖も爲めに群衆の各自は現に自ら干與せざる他の多くの犯罪に就きて從犯若くは教唆犯の責任を負ふ可きものにあらずして唯其干與したる犯罪の分量に應じてのみ刑事責任を負擔す可きものとす故に倏忽に遂行したる群衆の犯罪には其間に從犯若くは教唆犯あることなし何となれば從犯若くは教唆犯の本體は縱令一時にせよ其共犯者間に共通なる罪惡を實現せしめんことを期する協力一致の智能的羈絆あることを要するに拘らず如此所謂群衆犯罪は唯單に復數の犯罪主動者あり復數の犯罪ありて唯其間に一種の連繫ありと云ふに過ぎされはなり

然れども此連繫あるが爲めに其同時に發生したる各犯罪の主動者は同時に同一裁判所に訴進せられ且つ同時に同一判決下に其刑の言渡を爲すを得可しと雖も其刑は各自獨立にして各自の干與したる犯罪は他人の干與したる犯罪に關係な

きこと勿論なり故に所謂群衆犯罪の判決に於ては或は一人若くは數人は殺人罪を以て律せられ他は傷害罪若くは竊盜罪に依りて律せらるゝあり或は多數は同盟罷工罪を以て律せられ少數は鐵道破壞罪若くは放火罪を以て律せらるゝありて其擬律は犯人の爲したる犯罪に依りて千態萬様なりとす (未完)

## 自然犯罪と人爲犯罪

寺田 精一

一、犯○罪○者○と○犯○罪○せ○ざる○もの○との○區○別○の○困○難○。犯罪者と普通人との區別は、往々病者と健康者との區別を以て比較せらるゝ、而して病者と健康者とは、其程度の著しき程明瞭にして然らざる場合には、極めて不明瞭なること言を待たず、これ恰も犯罪者と普通人との關係の如し、されども病者は、其病症の程度の左程著しからざるに於ても、其苦痛を去らんが爲めに、進んで其異常を他人に告白するを普通となす、こ

れに反し犯罪は、其不良行爲の結果、良心の呵責の爲めに大に苦痛を味ふことあるも、然かも刑罰制裁の至らんことを恐れて、これを他人に告白せざるのみならず、自ら進んでこれを隠蔽せんと企つるものなり。従つて普通に犯罪者として刑罰に處せられ居るものと、然らざるものとの間に、其形式上に表はれたる程明瞭なる區別の存すべきものにあらず、犯罪して然かも刑罰に處せられざるもの、即ち發覺せざる犯罪者は、實際上多數あるべき道理にして、或は發覺者の二倍と稱され、或はそれ以上なりといはる。

二、犯○罪○者○に○對○する○絶○對○評○價○の○困○難○。かくの如く未發覺の犯罪者が多數存在するを以て、或論者は吾人が普通に犯罪者と稱するものは、要するに捕縛されたるものにして、換言せば捕縛さるるが如き遲鈍なるものといふべく、眞に社會性に反抗するが如き行爲を敢てし、社會に對して多大の損害を與ふるが如きものは、敢て捕縛さるるが如きことなく、巧妙に其犯跡を湮滅して、自由に社會に濶歩せるものなり。而して犯罪者を對象として研究する學者には、此種の巧妙に捕縛を逃れ居る伶俐なる犯罪者は、遂に研究の對象となるべき機會を有せず、爲めに犯罪學者が普通に

犯罪者を研究せる結果は、未發犯罪者を除外せるもののみの研究と云なるを以て、所謂低級犯罪者のみの研究結果となるの已むを得ざる傾向を有せり。従つて未發覺犯罪者をも包含せしめたる、換言せば眞の犯罪者に普遍せる特長は、果して如何なるものなりやの問題も、亦正確なる答を與ふこと能はず、即ち犯罪者に對する絶對評價は、極めて困難なるのみならず、寧ろ全く不可能なる問題といふも可なりとす。

三、犯罪行為の標準を定むるの困難。犯罪行為を單純に他人を侵害し社會性に互抗するものなりとせば、一見甚だ明瞭なるが如くなれども、實際上は然かく速斷する能はざるものなり。これ其社會狀態の變遷に基くものにして、時代を異にし、社會を別にするに伴ひ、自ら其時代其社會に普遍せる所謂時代精神なるもの存在して、社會上の法則の如きものも、場合に依つては著しき相違を來だすこと、決して珍しきことにあらず。尤も人が社會生活を營む上に、欠くべからざるが如きものは、何れの時代にも、何れの社會にも重んぜられ居るは明かなれども、其社會の權力者の意思に依つて、左右され得るが如き社會上の法則は、決して何れの時代にも悖らず、又

何れの社會にも逆かすとはいはれず、場合に依つては、普通には不良なることとせらるるも、其社會の精神に依り、或は又其社會の權力者の意思に依り、一種の政策として利用さるることあり、例へば古代スパルタに於ては、竊盜行為が相當なる知識の發達を要し、愚昧なるものにては、充分になし得られざる事實を以て、竊盜を陰に奨勵し、以て一方に知力の發達を期待せるが如し、或は又徳川幕府の時代に、士なる一階級は普通の人民に對して、一種特別なる階級に屬し、町人百姓等の切捨ての如きものも、當時の人心には今日吾人が考察するが如き思想を有せざりしは明かにして、士の中には對手の行為が、極めて些少なることにして、敢て顧みるの要なきが如き時にも、人命を奪つて然かも怪しむるところなきものありき、其他宗教上の特殊なる犯罪には、普通の社會上に於ける犯罪、即ち道徳上の犯罪及び法律上の犯罪と、著しく其趣を異にせるものあり、普通の犯罪は社會生活上に於ける法則の違反を以て論ずれども、宗教上の犯罪は全く信仰上に於ける法則の違反を以て、論ずるを以て、時代を同じうし、社會を同じうするも、其宗教を異にするに於ては、同一の行為にても、一は正道に見られ、他は犯罪として却けらるるが如きことあり、かくの如

く觀し來る時には、犯罪とは果して何を以て標準とするか、大に迷はざるべからず、然れども人が本來社會生活をなせるものなりといふ點より、何れの時代に於ても、又何れの社會に於ても犯罪と認めらるるが如き行爲あり、學者はこれを呼んで自然犯罪と稱せり、これに反して一時の政策の爲めに、若しくは或種類なる事情の爲めに、定められたるが如き法則は、其時代を異にし、其社會を同じうせざるに於て、其法則存在の意味を失ふを當然となす、従つてこれに違反するが如き行爲も、亦必ずしも不變的に犯罪行爲たるの性質を有すとはいはれず、されば學者は自然犯罪に對してこれを人爲犯罪といへり。

## 二

一、個人の發達と社會の發達、原始的生活を著しき懸隔を有せる吾人の今日の生活は、生物としての人に當然存すべき體質性質が適當なるもののみとはいはれず、或は原始時代に於ては最も必要なりしも、現今の社會に於ては却つて害を興ふるが如きものあり、或は嘗ては左程に必要なならざりしものが今日に於ては甚だ必要なるものあり、これ即ち個人の發達の存するが如くに、社會の發達は當然のことに

## 論

## 說

して、普通の場合に於ては前者は後者に順應して進まざるべからず、然れども個人は其屬する社會と離れたる思想を有し、計畫を立つることを得ると共に、多數の個人を包含せる社會は、又何れの個人にも好都合なる進歩發達をなすものにあらず、換言すれば個人の慾求するところと社會の慾求するところは、必ずしも相合致するもののみにはあらず、場合に依つては兩者の間に著しき懸隔を生ずることあり、其最も甚だしきは、社會の權力者が、全く自己の慾求を主として、社會民衆の慾求を度外視せるが如き時にして、其權力者の權力が偉大にして、外觀的には恰も社會民衆の慾求を表現せるが如きも、實は其比較的少數なる權力者たる一若しくは數箇の個人の慾求の表現に過ぎざるなり、さればかかる場合は、其社會性と見らるるものと、それに屬する個性との間に衝突の起るは當然の結果なり、而して茲に吾人が社會性といふものは、かくの如きものをいふにあらずして、眞實其社會民衆の慾求を表現せるものをいふ、即ち健全なる社會性を指していふに外ならず、されども個人性にも社會性にも、各特有なる思想及び慾求の存在することは當然にして、従つて兩者が常に相調和して發達するものとはいはれず、又假令健全なる社會性を

有する社會にしても、其中に存する民衆の各が、必ずしも健全なるもののみとはいはれず、かくて個人の發達及び慾求の満足と、社會の發達及び慾求の満足とが、互に相衝突するが如き場合を生ずるものとす。

二、社會と個人との衝突。かくの如く社會と個人との衝突は、普通の場合に於ては、或程度までは逃る能はざる運命に存するものなれども、所謂自然犯罪は、一般の社會に共通なる社會性に違反する所爲をいふものにして、換言せば人が社會生活をなすには、當然缺くべからざる性質を有せざるものに於て、初めて見らるるものなり、故に或一の社會にのみ存する特殊なる社會性の如きものは、これを人の一般に見る社會の特徴といふこと能はざるを以て、これに違反したりとて自然犯罪といはず、寧ろ人爲犯罪として取扱はるるものとす。

而して普通に犯罪を研究する場合に於て、單純に社會の法則に反するものを以て犯罪を存すといへば、一見甚だ明確なるが如きも、元來社會の法則なるものが、決して單純なるものにあらず、法律は其社會の發達上當然の結果として發生するものといふと雖も、或は又其社會民衆の意思表示なりといふと雖も、かの道德若しく

は風俗習慣の如くに、人生と密接なる關係を有せざる場合少からずとす、のみならず法律は其性質上社會の秩序を保全せんが爲めのものにして、反面には明に個人の行動をそれに適合せしめ、個人の意思を拘束せんとするものなるを以て、其處に衝突を引起すべきことは、蓋し當然の結果といはざるべからず、更に又道德若しくは風俗習慣の如きものも、其發生的關係は法律よりも自然にして、人の日常生活とは殆んど不可分離の關係に存するものなれども、之れが一定の形式を有する以上、假令法律の如く嚴密に吾人の行動を取締ることなきにせよ、將又比較的吾人がそれに適合し易き性質のものなるにせよ、幾分の拘束を伴ふことは言を待たず、かくて此處にも亦社會と個人との衝突を引起すべき關係を有す。

三、是等の衝突と本能活動。社會と個人との衝突は、要するに一には自然犯罪となり、二には人爲犯罪となるものなれども、其衝突の因つて起るところのものは、吾人の本能活動に過ぎずとす、吾人の本能活動は、人の生れながらに有するものにして、教養を待つて初めて發動するものにあらず、従つて人の本性たる行爲をなすには、敢て何等の差支なしとするも、今日の如き複雑なる社會生活に於ては、大に障礙を

招くべき行爲に至り易きことあり。勿論此種の活動には、人の社會生活には必要缺くべからざるものあり、されども其一部分のものは、全く必要ならざるものあり、或は充分の發達を待たざるべからざるものあり、或は多少の變形をなさざるべからざるものもあり。これ吾人が知的教養の外に、其社會に適應し得らるるが如く教養を要する所以にして、偶然にもこれを得ざりしものは、所謂社會の劣敗者にして、社會と相衝突するが如き行爲に至り易きものなり。然らば如何なる本能活動が、是等の衝突を引起し易き運命を有するか。

## 三

一、ガロフロの所謂自然犯罪。人の社會性に違反する行爲並に人の本性に違反するが如き行爲をガロフロは自然犯罪と呼び、此種のものには上述の如くにして、何れの社會に於ても、何れの時代に於ても、犯罪として認めらるべきものにして、犯罪の絶對性を有せるものとなし、之れに屬するものには一に殺人、二に竊盜、三に性慾性犯罪及び四に劇情性犯罪ありとなせり、氏の所論に依れば、殺人は生命の感なきものなり、生命の感は特にいふまでもなく、人が生物たる以上第一に有すべきものにして、

これなきものは既に生物たるの本性を失へるものといはざるべからず。又竊盜は財産の感なきものにして、財産の感人は原始的生活を脱して、漸く貯蓄をなさんとする頃より發生するものにして、發達せる日常生活をなせるものには、當然存在せざるべからざるものなり。次に又性慾性犯罪は耻辱の感なきものにして、人が社會的生活を營むに於ては、一面に名譽の感を有すると共に其反面には耻辱の感を有するものにして、これあるが爲めに社會は圓滿なる發達をなすものとす。以上の三者は何れも人の本性に悖り、人の社會生活に反するものにして、道德的色盲者といふべく、道德の一部分に缺陷を有するを以て、人が社會生活を營める以上は、如何なる場合に於ても、犯罪行爲として却けらるるものなり。而して劇情性犯罪は、全然盲目的なるものにして、それが犯罪行爲となり勝ちなるも亦當然のことといふべし。

然れどもこれを一方より考ふるに時には、殺人が必ずしも生命の感なきが故に起るといはれざることあり、換言せば自己の生存に對する要求の極めて強烈なる爲めに、敢て他人を侵害して迄も、自己の生存を保存せんとするより起ることも觀ら

る。又竊盜に於て必ずしも財産の感なしといへざることあり、勿論他人の財物を竊取するに於ては、他人の財産といふ感は比較的に薄弱のものといはるべし、されども自己が財物を得んとする慾望の強きに失せるが爲めに、却つて他人の財物をまで侵さんとするに至れりともいはる。次に性慾性犯罪が、耻辱の感なしといふも、これ又必ずしも耻辱の感のみ以ては、當底説明されざる場合あり、例へばかの異性を虐待せざれば満足の得られざるが如きものは、單純に耻辱の感に依りて論ずべからざるが如し、かくて是等のものは、現代の吾人としてよりは、更に溯つて其發達の跡を辿り、生物學的の考察を待たざれば、人の社會性に違反して、如何なる場合に於ても犯罪と認めらるるが如き行爲の、説明されざるが如きことありといふべし。

二、犯罪學の對象と自然犯罪。而して犯罪を科學的に研究せんとするには、其研究の對象となる犯罪事實の性質を、明に定めざるべからず、換言せば犯罪の規定を必要となす。されども嚴密なる意味に於ける犯罪は前に述べたるが如く決して容易に規定さるるものにあらず、かくて犯罪現象として、科學的に研究せんとするものは、一種の困難に遭遇するを逃れず、更に又犯罪事實が社會現象なると共に、又或個

性を待つて行はるる現象なるが故に、犯罪の規定要素は常に此兩方面よりなされざるべからず、即ち社會と個人との對立を豫定して、茲に初めて犯罪を考察することを得るものなり。これ學者が自然犯罪を唱導して、全く社會性に逆行するものが、眞に犯罪學の對象とする犯罪なりといへる所以にして、犯罪の研究は全く此自然犯罪の性質を明かにし、其由つて來るところを考察するにありとなせり。

三、刑罰の歴史的研究の必要。而して所謂自然犯罪は、如何なる時代にも、又如何なる社會に於ても、制裁すべき行爲として觀られたるものを指すといふと雖も、果して如何なる種類のものが、此性質を有するかは、一方に於て社會的生活をなすべき人の本性を研究し、それに違反するが如き行爲は、如何なるものなりやを觀察する必要があると共に、他方に於ては從來の社會に於て、如何なる行爲が禁止され、如何なる行爲が一般の民衆より制裁を受けつつありしかを歴史的に研究するの必要あり。尤も禁止し制裁を與へたる行爲は、其社會の特殊なる目的に依り、若しくは立法者の意思に依つて、大に相違せるは事實なり、例へば宗教上の法則の如きは、多く信仰又は修行に關することを主とするが故に、普通の社會生活に適合すると否とは、



第二次的に觀られ居るを常とすされども一般社會の保全の爲めに生じたる、人の行爲を取締るが如き性質のものの中には、假令時代を異にし、社會を別にすることも、或共通する點を有するものなり。いふまでもなく、細微の點に涉つては、種々相違するが如き點を有すれども、其根本に於ては大凡相類似せる點の存在することは、刑罰を歴史的に研究するものの、常に發見するところなるべし。これ人の本性は時代を異にするとも、又社會を別にすることも、決して甚だしき相違あるものにあらず、其社會的生活をなす爲めに、要求するところ概ね共通するものなればなり。

## 四

一、社會の特色と人爲犯罪。かくの如く一般に吾人の作成せる社會には、常に相共通せる點を有するものなれども、又吾人の社會には各特色ある社會の存立を見る。而して此特色ある社會は、各其社會の境遇に應じて、或特別なる條件の附加されるものにして、かくて其社會獨特の目的は到達さるるものなり。されば或種の社會の存立には、必ずや常に其社會に特色を帶ばしむるが如き條件の確立を許し、のみならずこれが保存に努めざるべからず。これ各の社會には、其社會にのみ特種なる取

締をすべき法則を要する所以にして、此法則は時には他の數個の社會の法則と相共通することあれども、又全く特別なるものなること多し。従つて此法則は、時代を異にし、社會を別にすることも、同様なるものとは限らず、寧ろ相違を有するを以て常となす。故にこれに違反するが如き行爲は、上述の自然犯罪とは異りて、所謂人爲犯罪と稱せらるべきものなり。而して其最も著しき場合は、或權力者が自己の意思より、自己の或慾求を満足せしめんが爲めに作成せる法則若しくは社會が或目的を達せんが爲めに規定せる法則等に違反せるが如き場合なり。即ちかかる場合には、普通の社會性とは、大に其性質を異にすれども、其特殊なる社會の存立には、當然存すべきところのものに外ならず。

二、人爲犯罪と社會政策上の研究。人爲犯罪は其社會の趨勢に應じ、其社會の或目的を達せんが爲めに、規定されたる方則に違反せるものなるが故に、假令其行爲が人の本性に反するが如きものにあらずとも、少くも其時代其社會に於ては、不適當なる行爲といはざるべからず。而して社會の進歩發展を目的として、社會現象を研究し、以て適切なる策を講せんとするものは、即ち社會政策なり。従つて社會を

取締るべき法則、並にこれに對する社會民衆の態度如何を考慮し、かくて其社會の究極の目的を達せしめんとするものは、此社會政策の任務とするところなり。されば人爲犯罪は、犯罪の嚴密なる意味に於ては、成は其論すべき價値寧ろ少き感なきにあらざれども、其社會の當該時代に於ける傾向に依り、其當面の目的を遂行せしめん爲めには、如何にしてもこれを等閑視すること能はざるものなり。換言せば人爲犯罪は、かの自然犯罪の如くに、犯罪等の科學的研究には、比較的に關係すること少く、却つて新しく生きたる社會問題を對象とせる社會政策上の研究には、極めて重要なものといはざるべからず。

のみならず、社會の趨勢を察し、社會民衆の意向、思潮を考ふるには、人の本性を基礎とせる自然犯罪の研究の主要なること勿論なれども、常に或特色を附しつつ、且つ變化發展をなしつつある社會の研究を最も必要となす。かくて普通に社會現象を對象として研究觀察するものには、其社會其時代の特色の爲めに、若しくは其特殊なる傾向の爲めに生ずる人爲犯罪の研究は、假令かの社會政策學者の採るが如き、直に其改善を叫び、それに對する政策を考ふる程度にあらすとするも、然かも彼

等に取つては、蓋し其當面の問題といはざるべからず。而して又此人爲犯罪は、其性質上多くは其社會、其時代に比較的特色のある規定、法則に關するものなるを以てかの社會の経過を對象として研究する歴史學者には、極めて注意すべき着眼點をなすものといふべし。

かくて人爲犯罪と自然犯罪とは、一見甚だ漠然たる分類なれども、次第に變化しつつある社會生活をなせる人類の研究には、當然の結果として來る自然犯罪と、或偶然の結果として來る人爲犯罪との、二方面の觀察を促すべきものにして、一種の意味を有せる分類といはざるべからず。

講

演

監獄と教育(承第二十七卷第五號)

法學博士 鶴澤總明

知らない者を刑するといふことは出来ない、それで禮といふものを離るれば刑である、禮といふものを以て人々に日常の行動を教ふるのであるけれども、其禮を離るれば刑である、併ながら禮といふことを知つて居る人ならば其知つて居るに拘はらず之を犯し之に背いて所謂犯罪人になるから之を刑し之を罰することになるけれども、何が禮であるか、何か廉耻であるか、何が罪であるかといふことを知らない者に對しては刑罰を施すことが出来ない、それであるからしてどうしても刑罰の五刑を施す前に之を教ふる方法を取らなければならぬのであります、其教の方法を取りましたのが即ち圓土聚教の法といふことになつて現れた、此制度であると私は考へるのであります、知らざるを罰しないといふことは是は聖人の教と致しましては千古を貫いて居る、それからして禮といふことに致しまして

講

演

(五三)

周知の方法を取つて居るのであります、そこで禮の行はれて居る國に住んで居る者は即ち是が中國である、禮法の紊れて居る國、禮法のない國にある者は中國でない、中國といふものは禮樂彬彬として君子を以て任ずる者が住んで居る所が中國である、其中國を離れて居る所に居れば即ち夷狄であつて、是は禮法や何かを無視するものである、之を殺すとも何とも勝手な譯でありますけれども、中國に住んで居つて而も禮法を守らざる者に對しまして直ちに刑罰を施すといふことは是は聖人の道としてあるべからざることを考へまして、そこで圓土を以て農民を集めて教ふるといふことになつたのであります、私は監獄といふものは一つは世界の縮圖であると思ふのであります、而して此監獄に來つて居る所のものはどういふものであるかと申しますと、實は生存競争に負けた所の人か監獄に來つて居る所のものである、即ち支那の言葉で申しますならば罷民である、斯う私は考へて居るのであります、成程随分亂暴な奴、殘忍な囚徒といふやうな者はちよつと見るといふと勝つたやうでありますけれども、彼が左様な殘酷な行爲をせぬければならぬやうに立至つて而して犯罪者となつた所を見るといふと、矢張り社會生活から見ますといふと戦争に負けた即ち生存競争に負けた所の一つの民であると思ふなければならぬかと思ふのであります。

さういふ次第でございますから監獄といふことになりまるといふと生存競争に負けた所の人が

集つて居つて、一つの別の天地を造る所である、此天地は敗軍の人の寄つて居る所であるけれども、併ながら總ての社會に於ける恐くは各分子を網羅して居る、唯其中に於きまして君子善人といふ者だけが抜けて居る譯でございませぬけれども、先づ大體から見ますといふと罷民を以て形造られた所の一つの社會である、斯う私は考へて居るのであります、そこで支那人は直ちに此五刑を施す茲に於きまして先づ人を害する者があるといふと、獄城に連れて參りましてさうして此處で仕事を教ふる、浮浪の民、流浪の民で、どうしても家もなく、家庭も何にも作つて居らぬといふやうな者でありますからして、それを人を害したのを唯捨て、置いては非常な危険な譯でございませぬから之を獄城に入れてさうして仕事を授くるといふ事柄が餘程面白いことでもあります、支那には黎民とか或は黔首とかいふことが書いてありますが、あの黎民とか黔首とかいふと實は奴隸同様に人格を認められて居らぬものであります、人格を認められて居るのは——孝經などに現れて居ります庶人といふと人格は殆どない、けれども庶人の中の或者は人格を認められて居るのであります、士大夫より天子に至るまでのものが中國に然るべき特權を有つた人であります、そこで孝經などの説き方に依りましたも、是も宋の時代を経て來た孝經は餘程間違つて居る、日本には幸に唐を経て來ました群書治要の中に孝經の全體が具つて居る、其孝經に依りますといふとさういふことになつて居るかといふと、孝は天子の孝、

諸侯の孝、それから卿大夫の孝、或は士の孝、それから庶人の孝といふやうに孝を皆分けて教へて居る、各階級の者に同一の孝は説いて居らぬのであります、天子の孝は此の如きものである、諸侯の孝は此の如きものであるといふやうに説いて居りますから、一々孝を説いて居る、章末に之れ諸侯の孝なり、之れ大夫の孝なり、或は之れ士の孝なりといふやうなことに説いて居るのであります、さういふやうに孝を以て説き禮を以て教ふることの出来るものは是は中國の民、中國の人であつて、是は立派な士階級に這入つて居る、併ながら庶人の中或は黎民黔首などいふやうな者の中にはさういふ士道を以て取扱ひをすることをしない者がある、其者は捨て、置いて直ちに罰する、或は五刑に當嵌めるといふことはどうしても出来ないこととございませぬから、茲に始めて圓土に於て仕事を施し、それから明刑を以て之を辱しめる、是は註釋に依りますと脊に持つて行きまして明刑板といふ板を附けて置く、さうして此者は例へば火を放けた者であるから何々、或は此者は泥坊したから何々といふやうに脊中に持つて行つて刑を明かにする板を拵へて、其板に持つて行つてハツキリ是は何の刑に當るべきものであつて、斯ういふことをやつたものであるといふことを脊中に書いて置く、それで辱しめるといふことになつて居るのであります、そこで今日から見れば子供見たやうなものであります、さういふものを附けられては誠に耻辱の至りである、さうかして斯ういふことをしたくないといふや

うに考へて呉れる者があれば宜しいのでありますが、或はさうでないと思ふことをやつても殆ど子供欺しのやうであります、併ながら當時は人情風俗といふものが紊れて居つたと云ひながら、尙ほ耻辱の事を能く知つて居つたと思ふのであります、そこで春中に持つて行つて明刑板といふものを拵へて、ハ、ア彼奴が斯ういふことをやつたのであるかといふことを外から見て丁度動物園にアレは熊、アレは猪といふやうに外から見得るやうにして、明刑板を脊中に脊負はしめてさうして之を辱しめたものである、それでありませうから此時代の圓土といふものは是は單に外部の人に全く見せないといふのでなくして、外の人は之を見てア、斯ういふことをやつた者であるといふやうに見物をする、其者が之を見らるゝことに依つて非常に辱しく思ふといふやうな方法に依つてやつたやうに思ふのであります、そこで能く改むる者は中國に還して齒せざること三年とありますが、是は又不定刑期とでも申しませうか、何年其處に置くかといふと、改まるまで置く、是は改めた者であるといふと中國に還して、中國に歸つてもまだ世人の齒をしないこと三年といふことになつて居る、中國に歸りますと次第に依ると郷黨飲酒の例があつて其郷土の者であるといふと一番年長者を以て頭として郷黨の宴會を開く、其宴會の時に親孝行の者がある、或は書に達する者があるといふ之を採り用ふるといふ方法をやつて其仲間入をするといふことが齒するといふことになるのでありますけれども、圓土に連れて行か

## 講

れて明刑を以て辱しめられて居る者は中國に還つた後と雖も三年の間は其仲間入は出来ないといふことになつて居る、それからどうしても圓土に置いて見ても改悛の見込がないといふことで其圓土を出なければならぬといふことになることを殺して仕舞ふ、到底人間の仲間入の出来ない者であるといふことに見て殺して仕舞ふ、斯ういふ制度であります、それでありませうから、此中には今日の或趣旨に於きましては不定刑期制度のやうなものも這入つて居るし、それから刑罰といふものは必ず罪を知らしめて、是はどうしてもやつてはならないことであるといふことの確信があるに拘はらず、尙ほ犯罪者になつたからして始めて罰するのであつて、知らざるものを以て直ちに罰することは出来ないといふやうな精神も這入つて居る、頗る面白い所の制度であらうと私は考へて居るのであります。

斯ういふ風が支那の周の時代にあつたといふのであります、果して斯ういふ制度があつたものであるか、無ひものであるか、誰も今日行つて見て來た人はないのでありますから分りませぬが、併ながら文書の記載を信ずることが出来るならば恐く斯様な制度があつたのではないかと推測することが出来るのであります、是はひどく古い制度でありますけれども、併ながら仍ほ監獄に於ける教育といふ精神をば誠に能く酌み取つた制度ではなからうかと思つて居るのであります、即ち第一に於きましては世の中の戦いから破れてさうして勞れ果てた者、或は世の中に於て事業を得ることが出来な

## 演

くして流浪して居る者が人間の正しい所の道を行ふことが出来ずして悪事を爲す、そこで此者は先ず中國から離れしめて、さうして獄城に幽閉をして置いて、そこで斯ういふやうな悪い事をしたからして斯ういふ刑を受けるのであるといふので刑を教へられ、それから始めて是は我々の罪といふものから來たのであるかといふことで以て辱めを受けて自分が耻入るやうになるやうにするさうして改悛をせしむるといふ趣旨が此中に籠つて居るのでございますから、私は監獄に於ける所の教育の制度を餘程能く見抜いたものではなからうかと思ふのでございます、即ち第一に申しますといふと、職事を施して先づ使役をするといふことがどうしても監獄から見ますならば私は一つの適當な教育方法であらうと思ふのであります、それから次には刑罰といふものを明確にするといふことが第二であります、第三には改悛をせしむる事柄が精神を致して居るといふやうなことであります、それから愈々改悛が出来るといふと中國に還す、それから改悛が出来なかつた場合にはどうも人間の仲間入は到底出来なといふことで殺して仕舞ふといふやうなこと、此後のことは今日の制度から申すといふと考へなければならぬことでございますが、當時の制度から申すと誠に能く出来たことではないかと考へて居るのであります。

そこで私は今日から見ましても監獄の精神といふものを能く私共が考へますならば、矢張り此制

度の外には出て居るまいかと思ふのであります、そこで此中に於て私は最も今日から見て大事な點は能く改悛せしむるといふことを申しますが、改めしむるといふことになるといふと茲に置かれて居る罷民、即ち罪人を個別的に研究をしなければならぬ所の必要が起つて來る、唯大體から見果して此者が改悛して居るか、果して此者が善人になつて居るかといふことは大體から見果して往かぬ、どうしても個別的に一人一人の精神の状況を判断し研究するといふことになる、そこで其一人一人に研究するといふ意味は詰り是は犯罪の研究といふことになるのであります、丁度今日監獄が歐米諸國に於きまして非常な注意を以て視られ、政治家或は社會政治家、或は教育家も宗教家も監獄に重きを置きまして、どうしても監獄といふものは或は軍備に匹敵する、英吉利などに於きましても軍備以上に監獄を大事にしなければならぬ、軍備は則ち敵國に對する今日の準備であつて、敵國に對する戦ひであるけれども、我々監獄に於ては敵國ではない、即ち内國の人と共に大體に於て戦争をして居るやうな状況であるからして、此監獄の費用は軍備以上に増加して監獄制度を完全にしなければならぬといふことで、是は政治家が唱へて居る、單に監獄に同情を有つて居る者、或は監獄の事に従つて居る者ばかりでない、政治家がさういふ議論をして居る、此の如くなつた趣旨は是は私は非常に結構なことであると思ふのであります、實は外國に於きましては刑法の改正といふやうなことも御承知の通り監

獄制度から起つて來て居るのであります。例へば短期の自由刑が悪いといふやうなことに十五六世紀頃、歐羅巴の各國に於きましては實に亂暴で、男女を同じ牢内に入れて見たり、或は老人と少年と同道上監視することが出来ないといふことで監獄改良の聲が起つて來る、或は刑法改正といふやうなことが起つて參りまして、さうして監獄が非常に社會の總ての方面を良くすることに與つて力があるものであります、尙ほ囚人が今日に於きましては段々減少いたしましたして、どうも監獄といふものは甚だ大事なものであるといふことになつて來たのであります、併ながら此點に於て私は非常に大事なことであると思ひますが、今日は普通唯裁判所が裁判をした所の囚徒を監獄に置いて、相當な監獄法に命ずる手續に依つて法律上其處分をするといふ意味に於てのみ大事であると申すばかりでなしに、もつと教育の意味に於て、社會の立場から見るとに於きまして大變に大事なものである、又學問上非常に大事なものである、それはどういふ所で大切であるかと申しますと、先程申しました通りに即ち犯罪の研究といふ事柄が本當に監獄で出來るのである、此犯罪の研究といふのは曾て刑法の改正案が議會に出ました時に、其參考書に監獄は犯罪學院といふやうなことが書いてあつた、私は驚いたのであります、其意味ではない、其意味では監獄に行つて犯罪を習ふといふことになつて、善い人が悪く

なるといふ趣旨であります、さういふ意味ではない、さうでなくして監獄に於ける所の罷民或は囚徒といふのを個別に研究をして、只今の監獄のやうに個人々々の行狀を調べて見たり、其感想を書かして見たり、或は日々の行動を監視する間に於て何人がどういふものであるかといふことが分つて來る、其人が斯ういふやうな犯罪を爲したといふことは、是はどういふ原因であるかといふことを段々考へて研究して見るといふと、犯罪といふものが如何なる事柄であつて、どういふ原因から起り、どういふやうな性格の者にどういふ犯罪が常に伴つて行くものであるかといふやうな犯罪學の研究といふものが監獄に於てのみ私は完全に出來得ることであると、斯う私は考へて居るのであります、只今當局長から承りますといふと、「モリソン」といふ人は英吉利の監獄のことに付ては力のある人であるといふことでございますが、此「モリソン」の書いた書物に「犯罪及其原因」といふ書物があります、それが依りますといふと、彼は犯罪を三つの要素に分けてあります、其第一は則ち世界的原因でも申しますか、宇宙的原因といふと大きいのであります、「コスミカル」といふ言葉を遣つて居る、世界的原因でも申しませう、其次は「ソシアル」即ち社會的原因、もう一つは個人的原因即ち「インデビジュアル」の原因、斯ういふ原因と申しますよりも三つの種類に分ける、さういふ風にして犯罪を研究して大分面白い論文を書いて居るのであります。(未完)

修 養

惡の性質に就て

(五月三日於廣島監獄女僚俱樂部發會式講演)

廣島高等師範學校教授文學士

西

晉一郎

惡の性質につき古來二様の見あり一は之を心の病、不健康の状態なりと見一は惡心といふ原理ともいふべきものありと見る佛教は右兩様の見を容る儒教の如き又西洋古代のギリシヤ人の思想の如きものは病と見る方にしてキリスト教は大體純然たる惡心あるやうに説く惡心とは人間生具の惡意にして固より生れながら自然に斯る心ありとす其惡心より出る行爲は實に惡むべく當人は痛く悔悟して其罪亡ぼしをなし償をなさざるべからず併し既に生具のものなれば人力の及ばざる所あり畢竟神佛の廣大なる力にすがりて之を脱する外は無しよく神前に罪を悔ふれば神の慈悲は之を赦す此時惡心頓に和らぎ罪も消へ心も安んず唯此無邊の愛の力のみ能く惡を退けて生れ更はしむるを得極惡大罪も慈悲の力

には抗すること能はずとなすされば宗教より見れば如何なる惡人も見放すべきものならず善心となり得る性質のものなりと見る昔キリスト教のローマ帝國に入るや信徒は司法官たることを肯んせず死刑の宣告などは人間のなすべき業ならずと主張したり

惡を心の病と見るは心の働きの調子の狂へるものといふ意味なる如し別に惡心といふものあるならず心に於て働くべきが怠りて働かず働きてはならぬものが強ひて働かんとす夫れ人の慾とか情とかいふものは無きを得ざるものにしてこれ無ければ世間も亦存せず然れどもこれ有りて又所謂惡も生起す水火ありて生を保つも又水火によりて生を失ふことあり用法如何を顧みるべきなり情に偏し慾に著する故に間違も生するなり抑も其偏し執着する傾向は氣質の偏など、稱するものにして其由來或は深きものあらん佛者は之を代々の薰習といふ然れども染汚の惡習なれば本來の性にはあらず特別に惡心といふものあるにあらず唯情に偏し慾に著するの習ひ性となりて今や本來の惡心なるが如くに見ゆされども實は僻なり有形のものは僻を免れず肉體ある人間には僻習は止むを得ざる所あり然るに心の本來は偏するものならず若せず染ます故によく千變萬化の働きを呈す若し本來一偏に滯るものならば種々に現はれ得べからず此本來の汚染なき明確なる心を持って失はさるとき自由にして諸欲諸情を司配することを得之を司配し得るは之を離るゝ趣きあるを以てなり超脱し得されは左右することも實に難し



此制御の作用を西洋人は理性と稱す克己とは理性の働きのて一步一步超脱するの修業なり脱し得て初て眞に克つことを得故に此教にありては敢て罪と言はず従て又償ふとも言はず惡習に染むといふ故に之を洗ふといふ病といふ故に之を治すといふ己に克ちて解脫の業を修む此教より見るも極惡人も見捨つべきにあらず洗ひ流せば清きものは本と其所にあるものと見るを以てなり

右兩様の見解は實地に於てそれぞれ惡を去りて善に就くの効果を奏し來れるものにして事物の根底に於て歸一する所あるものと思はる

國家の罪人を處するは右宗教又は道德の示す所のみに據るを得ざる事情あり右の理想によれば殺すといふことはなすべきものならずといふことにもなる併し宗教の感化も道德の教訓も事實上必然の効果を期すべからず理よりすれば極惡人も善人と化するわけなれども世間は理の通りには行はれざる場合多し然るに國家は其存立の爲めに其社會民衆の爲めに猛獸害蟲を除くこと同しやうなる意味に於て惡人を除かざるべからざることあるなりこれ理想の世界と現實の世界との相違にして又勢免るを得ざる所なり司法官は司法官として其職を行ひ宗教道德家は又飽くまで其理想の實現に力む兩者相俟つべきものにして衝突すべきものならず刑罰の大眼目は罪人の改善に存すといふと雖も又社會の保護世の見せしめの意も實際家は棄つるを得ざるなり

自然的道德教は克己勉勵自己の努力によりて惡を去らんとするものなるがそれにつきて古來の教に於て最も重きをおきたるやうに思はるゝことは耻を知るといふことなり耻の心の鈍れるは罪人の常なり此心鈍れるものは實に度し難し改善の手の着けやうにも困む併し幸に尋常人にありてはこの心の失せたるもの無し故に之を保持し益々之を鋭敏に働かしむるときは大なる不都合はせぬものといふべきか我邦古來廉耻を重んずるも其故深しといふべきなり次に克己の修養に於て古今最も大切なるものとして説かれたるは間斷無しといふことなり耻の心も其他善良なる心も人並のものなる以上は必ずあるなれども唯其が持續して如何なる場合にも働くといふことが至て難し一時の感激ばかりでは左程効なし心之に居るといふこと最も難く又最も大切なり善人惡人の別も唯此間隙のあると無きことによる何となれば全く善良の念を絶つといふ如き惡人は至て稀なるべければなり道義の修養の難き所以は心に之を忘れず堅く持し守ることの容易ならざるにあり然れども事物本來の性質は其性質の發現に於て隙間なしといふにあり水の晝夜を捨てずして流れて息まざるが如し心誠に之を思へば寤寐にも之を忘れず母の其赤子に於けるが如しこれを天行健の理といふ健は不息の謂なり道義は眞實なり眞實を涵養せんとならば眞實の性に違はざるべからず而して眞實の性は間隙なきにありとせば道義修養の念も亦油斷なきにあらざれば目的を遂ぐることを能はざる理なり

監 獄 刑	受 刑 者	刑 事 被 告 人	勞 務 場 留 置 者	乳 兒	合 計
	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女
東 京	一、八三	一、三〇	一、〇	一、〇	一、八三
市 谷	一、三〇	一、三〇	一、〇	一、〇	一、三〇
東 橫 濱	二、七	二、七	一、〇	一、〇	二、七
市 谷	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
浦 和	一、一	一、一	一、〇	一、〇	一、一
前 橋	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
千 葉	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
水 戸	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
宇 都 宮	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
甲 府	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
長 野	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
小 津	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
安 津	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
名 古 屋	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
靜 岡	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
藤 崎	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
沼 澤	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
新 潟	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
合 計	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇

大正三年三月底在監人員表

總 計	男	女
受 刑 者	五、六、五、二、九	五、八、一、四
刑 事 被 告 人	四、二、一、二	五、一、五、二
勞 務 場 留 置 者	九、四、一	一、六、〇、七
乳 兒	四、六	三、〇
總 計	五、八、九、四、〇	一、一、六、七、〇
前 月 末 日	二、七、八、八	九、三、三
前 年 同 月	六、一、七、二、八	一、一、〇、〇、三
前 月 比 較	△二、一、一、六	△一、〇、七、七
前 年 比 較	△一、八、四、三	△一、一、〇、〇、四

統 計

大正三年三月中入出監並月末在監人員

(△減)

考 內朝鮮人受刑者男一〇人刑事被告人男一三八人アリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

支 那	男 女	刑 事 被 告 人
支 那	二、九	四
北 米 亞 洲	一、一	一
露 西 亞	一、一	一
總 計	三、一	六

刑  
竊 盜 強 賭博及  
詐欺及  
橫領 贓物ニ關ス

男 女 計  
竊 盜 強 賭博及  
詐欺及  
橫領 贓物ニ關ス

前月末日  
現日現在  
前年同月  
末日現在

前月比較  
前年比較

前月比較  
前年比較

前月比較  
前年比較

前月比較  
前年比較

前月比較  
前年比較

大正三年二月末日現在在監受刑者罪名表

(△減)

總計	十勝	網走	樺戸	札幌	函館	沖繩	三池	鹿島	宮崎	熊本	佐賀	大分
五、四、七、二、五、二、五、九、九、九	一、一、三、三、三、三	九、九、三	一、二、六、六、六	一、五、〇、〇、〇	六、七、七	一、三、三、三、三	六、六、六	四、四、四	六、六、六	六、六、六	六、六、六	六、六、六
三、七、九、九、九	九、九、九	九、九、九	九、九、九	九、九、九	九、九、九	九、九、九	九、九、九	九、九、九	九、九、九	九、九、九	九、九、九	九、九、九
一、六、七、三、九、七、三	一、一、一、一、一、一	一、一、一、一、一、一	一、一、一、一、一、一	一、一、一、一、一、一	一、一、一、一、一、一	一、一、一、一、一、一	一、一、一、一、一、一	一、一、一、一、一、一	一、一、一、一、一、一	一、一、一、一、一、一	一、一、一、一、一、一	一、一、一、一、一、一
二、八、九、七、三	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二
二、九、〇、五、五	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二
二、八、三、五、九	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二
三、一、一、五、二	三、三、三、三、三、三	三、三、三、三、三、三	三、三、三、三、三、三	三、三、三、三、三、三	三、三、三、三、三、三	三、三、三、三、三、三	三、三、三、三、三、三	三、三、三、三、三、三	三、三、三、三、三、三	三、三、三、三、三、三	三、三、三、三、三、三	三、三、三、三、三、三
四、二、五、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四
四、二、五、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四	四、四、四、四、四、四
六、九、五、四	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六
七、三、〇、〇	七、七、七、七、七、七	七、七、七、七、七、七	七、七、七、七、七、七	七、七、七、七、七、七	七、七、七、七、七、七	七、七、七、七、七、七	七、七、七、七、七、七	七、七、七、七、七、七	七、七、七、七、七、七	七、七、七、七、七、七	七、七、七、七、七、七	七、七、七、七、七、七
二、四、六、八	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二
二、四、六、八	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二	二、二、二、二、二、二
六、二、二、二	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六
六、二、二、二	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六	六、六、六、六、六、六

福岡	長崎	高松	松江	高松	德島	松島	山江	廣島	岡山	神戶	和歌山	奈良	大阪	京都	秋田	山形	青森	盛岡	福島	宮城	金澤
一、七、五	一、三、一、一	七、五	八、八	八、八	七、〇	一、九、〇	一、〇、三	一、七、七	一、〇、六	一、〇、六	六、七、三	九、九	三、四、八	一、四、三、〇	六、七	四、九	四、〇、三	四、〇、三	九、九	九、九	一、四、三
三	一、〇、四	四	五	五	八	五	一、〇、六	六	六	六	八	八	二、一、〇	七、二	二	二	三	三	一	三	三
一、七、九	一、一、四、五	八、三	八、八	八、八	七、九	一、四、九	一、〇、八	一、一、八	一、二、四	一、二、八	七、〇	九、七	三、四、〇	二、一、五、〇	二、六	二、六	三、〇	三、〇	九、九	一、〇、〇	一、九、九
八	二、六	五	六	三	三	八	四	一、五	四	八	五	七	三、六	六、六	九	三	五	九	三	三	三
三	七	四	六	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	一	一	二	四	二	二
八	三	五	六	三	三	八	四	一、七	四	九	五	七	三、八	八、八	九	三	五	九	三	三	三
三	七	四	六	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	一	一	二	四	二	二
八	三	五	六	三	三	八	四	一、七	四	九	五	七	三、八	八、八	九	三	五	九	三	三	三
三	七	四	六	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	一	一	二	四	二	二
八	三	五	六	三	三	八	四	一、七	四	九	五	七	三、八	八、八	九	三	五	九	三	三	三
三	七	四	六	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	一	一	二	四	二	二
八	三	五	六	三	三	八	四	一、七	四	九	五	七	三、八	八、八	九	三	五	九	三	三	三
三	七	四	六	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	一	一	二	四	二	二
八	三	五	六	三	三	八	四	一、七	四	九	五	七	三、八	八、八	九	三	五	九	三	三	三
三	七	四	六	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	一	一	二	四	二	二
八	三	五	六	三	三	八	四	一、七	四	九	五	七	三、八	八、八	九	三	五	九	三	三	三
三	七	四	六	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	一	一	二	四	二	二
八	三	五	六	三	三	八	四	一、七	四	九	五	七	三、八	八、八	九	三	五	九	三	三	三

刑罰名	無期		十五年以上		十五年未滿		十年以下		五年以下		三年以下		二年以下		一年以下		六月以下		三月以下	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
總計	七五二	三一	二,二一一	五五	三,一一二	六五	三,一八七	一,九二五	三,二二五	二,二六〇	二,〇一一	一,八三六	七,九五二	一,九二二	七,八三六	七,一〇二	五,八四六	一,八九二	五,八〇二	五,八〇二
陸海軍刑法	四九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
陸軍刑法	四九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
森林法	二〇八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
徵兵令	一六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
郵便電信法	四三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
警察犯處罰令	七九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
府縣令及令	一二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	六八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	四七五	四三	四七五	四三	四七五	四三	四七五	四三	四七五	四三	四七五	四三	四七五	四三	四七五	四三	四七五	四三	四七五	四三

大正三年三月末日現在受刑者刑名表

(△、減)

刑罰名	前月末日		前年同日		前月比較		前年比較	
	男	女	男	女	增	減	增	減
總計	五,四四七	二,五二二	五,六九一	二,五二二	△三八	△三九	△八八六	△八四
陸海軍刑法	四九	—	四九	—	△	△	△八八六	△八四
陸軍刑法	四九	—	四九	—	△	△	△八八六	△八四
森林法	二〇八	—	二〇九	—	△	△	△八八六	△八四
徵兵令	一六	—	一六	—	△	△	△八八六	△八四
郵便電信法	四三	—	四三	—	△	△	△八八六	△八四
警察犯處罰令	七九	—	七九	—	△	△	△八八六	△八四
府縣令及令	一二	—	一二	—	△	△	△八八六	△八四
其他	六八	—	六九	—	△	△	△八八六	△八四
計	四七五	四三	四七五	四三	△	△	△八八六	△八四

法	總計		前月末日		前年同日		前月比較		前年比較	
	男	女	男	女	男	女	增	減	增	減
總計	五,三九七	二,四六九	五,六四一	二,四六九	五,七〇一	二,四六九	△二四	△二七	△二九	△二七
發案及隠匿	六四	—	六四	—	六四	—	△	△	△六三	△
通寶偽造	二六一	—	二六五	—	二六六	—	△	△	△七九	△
文書、有價證券偽造	一、四六三	—	一、五〇四	—	一、四九三	—	△	△	△三一	△
印章偽造	八一	—	八一	—	八一	—	△	△	△三一	△
偽證及誣告	九三	—	九九	—	九八	—	△	△	△一七	△
重婚	六三	—	六三	—	六三	—	△	△	△一七	△
猥褻姦淫及	四四三	—	四六九	—	四五四	—	△	△	△二九	△
傷害	一、四八五	—	一、五一七	—	一、五二〇	—	△	△	△六〇	△
殺入	二、五〇五	—	二、七一一	—	二、七四五	—	△	△	△七三	△
嬰兒殺	四三	—	一八〇	—	一七六	—	△	△	△六七	△
逮捕及監禁	一七	—	一八	—	一八	—	△	△	△二	△
隨捕及監禁	一七	—	一八	—	一八	—	△	△	△二	△
公務執行妨害	五五	—	五五	—	五五	—	△	△	△二六	△
逃走、犯人藏匿及隠匿	四九	—	四九	—	四九	—	△	△	△五	△
監及隠匿	三九	—	三九	—	三九	—	△	△	△五	△
放火	一、五五八	—	一、九〇七	—	一、八八三	—	△	△	△二六	△
住居ノ侵ス	一五八	—	一六一	—	一七四	—	△	△	△二一	△
略取及ヒ誘拐	一六二	—	一七一	—	一七八	—	△	△	△一六	△
其他	一六二	—	一七七	—	一七四	—	△	△	△七	△
計	四七五	四三	四七五	四三	四七五	四三	△	△	△八八六	△八四

無期	十五年以上	十五年未満	十年以下	五年以下	三年以下	二年以下	一年以下	三月以下	拘留刑		合計	受刑者數	受刑者年齢計	初犯	再犯	合計
									合計	平均						
1	6	1	1	1	1	1	1	1	86	49	86	18	20	2	3	5
1	1	1	1	1	1	1	1	1	41	41	41	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	127	127	127	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	27	27	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	49	49	49	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	49	49	49	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	127	127	127	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	27	27	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	49	49	49	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	49	49	49	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	127	127	127	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	27	27	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	49	49	49	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	49	49	49	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	127	127	127	1	1	1	1	1

本表様式改正ノ爲メ舊刑法ノ輕懲役、重懲役、有期徒刑等ハ各相當欄ヘ合算記入ス

雜 纂

幽室偶語

福堂居士

(一) 面會の涙

面會した後十日ぐらいは、よく眠むられぬ、彼れが泣けば我れも自然涙がでる、折角面會しても、話の要領も分らぬ。親と云ふものは、難有ものぢや、こゝを出つれば、家に歸りにくからうが、心配せず、歸りてこい、養ふてくれいと云ふた。この善い感想を温めて、永く冷めぬやふ處遇したいのである。

(二) 失望の種

郷里から手紙が来たが金を送るどころか、大阪へもモ一戻つて来る勿と襪襦袢にいつて来た。放免になつたら、郷里に歸る心算であつたが駄目だ

ナ。かくて彼れらは、暗より暗へ、深く墮落するの。家庭の同情は、彼れらを救ふ官廳の浮木である。

(三) 微罪檢舉

刑事是一件檢舉すれば、小さくても參拾錢、大きいと五拾錢乃至壹圓の賞與になる。それで警察署まで引致せすに濟むことまで、仰山に連れて行くのだ。

(四) 轉地療養

控訴は考へものだ。證據充分なるものはだめだ。控訴は棄却すといはれると、それまでだ。刑期の長い短いと云ふ譯でなく、茲に居り悪いものが彼地に行くのだ。この故に送還の必要あり。送還の制ありても彼

等の多くは、控訴院に向つて、控訴を取下けて曰く、轉地療養すれば是る。

(五) 禁酒禁煙

甲酒が非常に飲みたい、煙草が非常に欲しい。乙こゝでいくら云ふても所詮がない、社會に出でたら、ここで禁してをつたのを、ためてをいて、料理屋にいつて澤山飲みませふ。酒、煙草の禁止が、慥かに彼等の痛苦の一つである。之が投入を防がざれば、刑の効果を減ず。他の嗜好も亦然り、自由刑の價值茲に其の半面を存す。

(六) 采は殘飯金は紙

甲某號は馬鹿ぢや、少し強く責められて、正月の娛樂を、皆自白したそうぢや。采は殘飯で作り勝ち得た塵紙三十枚を、机の中に包藏した。乙それが紀元節までわからぬとは、官吏も目がないネ。

小人間居の不善は、別天地に於て、最も甚し。

甲監房は冬に宜し、夏は手拭をしぼる様になる。乙然り、冬は監房が善い。

密集拘禁の真相、この裏に盡せり。沿革史上に特筆すべき價值あり。

(十一) 異病相誇

こゝに來るものにも種々ある。事業に失敗の結果來るものもあり。つまらない事から人を殺して來るものもあり。貧の盜で來るものもあり。實に世の中は種々なものぢや。

齒痛に悩む者、齒科醫の門に入れば、同病の人少しとせす。相見て相憐むは人情の常なり。然れども、彼等は相語りて相誇るもの多し。相憐むものは殆んど無し。

(十二) 教誨も職掌

甲曰く、今日の教誨の様に言はねば、皆が感じないからあゝいふ風に教誨するのだ。乙曰く、教誨師はそれが職掌ではないか。かゝる感想で、善い訓話も、馬耳東風、蛙面の水

博戯はただその一斑のみ。

(七) 賭博と女郎

甲賭博は、誠にいかんものぢや。勝てば一盃飲む女郎買に行く、負ければ自棄になつて、一盃飲む、仕事には行かない。乙女郎買は馬鹿はない。賭博は儲ることがある一方ぢや。丙儲る女郎も居るぞ。賭博に負けて、そのくやしさを嘶せば、これでも持つて行きなと、髪にさしたものを抜く女郎も居るぞ。

犯罪の遠因たる。この二つは、彼等の慰藉草か。

(八) 柿か蠟か

甲この頃、霜降りになつた。柿を食ふてみたいネ。乙彼の大和柿の干したのに白粉を振りかけた様なのを食ふと、甘い。丙蠟は廣島の名物だ。その間屋は天満町に大きいがある。

梅の林が近いと聞いて、己に渴を醫するの類か。嗜好物の禁止は、彼等の一の痛苦なるや明か也。

(九) 夏日可畏

と聞き流がいてしまふ。

(十二) 三人居れば惡魔あり

甲賞表を一つもらひたいが、どうしたら、授れるか知らむ。乙官吏に頭をベコベコ下げて、おとなしくしてゐれば、授れるサ。

一人の良心發動すれば、他の一人が之を打消す。低頭媚を呈するは、偽善の秘訣なること、亦暗黒界の眞理なり。三人行けば我師ありとの聖訓は、三人居れば惡魔ありとの戒となるへし。

(十三) 民事詐僞

甲アアつまらぬ。ヤリ方が拙だ。今度出たなら少し考へる、最早刑事上の仕事はよした。今度は民事だ、民事詐僞に限る。乙民事詐僞とは何か。甲刑事にならん、民事で済む詐僞だ、これに限る。○刑○事○と○民○事○の○分○水○嶺○は○法○曹○の○苦○心○慘○憺○たる○處○、○彼○等○も○亦○こゝに○腐○心○す○。○殊○に○知○ら○す○、○民○事○の○詐○僞○の○絶○頂○より○刑○事○の○詐○僞○の○深○谷○に○落○る○もの○多○き○こと○を

(十四) 別天地も忍土  
 甲監獄は初めて来て、懲りくた、二度と来る所  
 でない。腹が立つことがあつても、思ふ様にする  
 譯に行かず、少々他囚より無理なことをされても、  
 辛抱してをらぬと、懲罰を受けるから辛抱するよ  
 り外仕方がない。まつたく監獄は精神の修養をす  
 る所に相違ない。乙それで皆忍耐してをるのだ、  
 我々の如く刑の短きものは、短氣を出して喧嘩で  
 もして、一ヶ月でも長くなると、難儀の上に難儀  
 をせねばならぬ。精神修養の爲に來てをるのであ  
 るから、忍耐してをるのが善いのだ。丙それに相  
 違ないけれども、餘り馬鹿にされると、堪忍袋の  
 緒が切れて、つい無茶なことでもする様なこと  
 ある兎角こんな處に居ると自然、心が拗むけて來  
 て、ひがみ根性が起る。雑居制の弊、言ひ盡して  
 妙、配房上唯一の好資料。

在監人の無籍者に就て

羽 柴 生

大正二年十二月三十一日現在監人の有籍、無籍  
 を調査すれば無籍者は全監獄に於て四百九十三  
 人(内男四百六十九人)にして在監人總數六萬二千百十  
 二人に對しては七分九厘のプロセント又有籍者五  
 萬七千四百八十人に對しては八分六厘のプロセン  
 トなり尙ほ無籍に付きては有配偶、無配偶、年齢を  
 區分せし處無籍の内有配偶者百四十二人無配偶者  
 三百五十一人にして其の割合は二十九人と七十一  
 人となる無籍者の尤も多きは東京の六十一人次に  
 福島樺戸の二十八人口の割合よりすれば大阪の  
 二十人は少き方にして神戸になきは奇現象とす、  
 而して皆無なるは京都、奈良、和歌山、高知の四監  
 獄とす年齢は自明治九年生(二十八歳)至二十六年  
 生(二十一歳)のもの二百八十二人其他天保七年生  
 (七十八歳)以下明治三十二年に至るもの百八十七  
 人にして所謂壯丁なるもの多數を占む假りに我國

民六千萬人となし在監人無籍者の割合にて社會に  
 於ける無籍者數を推算するに實に四十八萬人とな  
 るは慨嘆に堪えず此の無籍者は公民權なきは勿論  
 名譽ある國家の干城となる能はず又官公吏の職に  
 就く能はざる哀むべきものにして危険なる軌道を  
 走れるものにあらずや無籍の徑路を尋るに適法の  
 婚姻をせざるもの乃ち内縁の妻又は私通者の中に  
 出生せし私生子は重に其届出を怠り我子をして無  
 籍者に立至らしむるもの大部分を占むるは争ふべ  
 からざる事實にして天災人意に因り市町村役場備  
 付の戸籍原簿滅失し(此場合は一定の期間を定め  
 届出の催告を爲したるにも係らず届出を怠り又は  
 戸籍原簿の滅失を知らず)無籍者となるものもあ  
 らん要するに無籍者の多きは國家の一大損失にし  
 て社界政策上攻究すへき問題とす。

無籍者の生年及配偶の有無を區分すれば左表の  
 如し

生年	有配男	有配女	無配男	無配女	合計男	合計女
明治三十二年生	1	1	1	1	2	2
明治三十一年生	1	1	1	1	2	2
明治三十年生	1	1	1	1	2	2
明治二十九年生	1	1	1	1	2	2
明治二十八年生	1	1	1	1	2	2
明治二十七年生	1	1	1	1	2	2
明治二十六年生	1	1	1	1	2	2
明治二十五年生	1	1	1	1	2	2
明治二十四年生	1	1	1	1	2	2
明治二十三年生	1	1	1	1	2	2
明治二十二年生	1	1	1	1	2	2
明治二十一年生	1	1	1	1	2	2
明治二十年生	1	1	1	1	2	2
明治十九年生	1	1	1	1	2	2
明治十八年生	1	1	1	1	2	2
明治十七年生	1	1	1	1	2	2
明治十六年生	1	1	1	1	2	2

(大正二年十二月三十一日現在)

明治十五年生	七
明治十四年生	七
明治十三年生	七
明治十二年生	六
明治十一年生	五
明治十年生	三
明治九年生	七
明治八年生	五
明治七年生	四
明治六年生	二
明治五年生	二
明治四年生	五
明治三年生	三
明治二年生	一
明治元年生	三
慶應二年生	四
慶應元年生	三
慶應元年生	一
萬延元年生	四
文久三年生	一
文久二年生	一

文久元年生	四
安政元年生	一
安政二年生	二
安政三年生	一
安政四年生	一
安政五年生	一
安政六年生	一
安政七年生	一
嘉永元年生	一
嘉永二年生	一
嘉永三年生	一
嘉永四年生	一
嘉永五年生	一
嘉永六年生	一
嘉永七年生	一
弘化元年生	一
弘化二年生	一
弘化三年生	一
弘化四年生	一
嘉永元年生	一
嘉永二年生	一
嘉永三年生	一
嘉永四年生	一
嘉永五年生	一
嘉永六年生	一
嘉永七年生	一
天保元年生	一
天保二年生	一
天保三年生	一
天保四年生	一
天保五年生	一
天保六年生	一
天保七年生	一

### 少年受刑者の犯因と境遇

(承第二十七卷第四號)

白井 勇 松

#### 八、浮浪性の衝動状態

前奉公問題に於て奉公の苦痛より主家を飛出す者多きを説きたれども之れ單に主家の取扱ひの苛酷なるのみに歸すへきにあらず又兒童の意志薄弱なる所以なるのみにあらず之れ正に青年期に達せんとする時代の特徴なる浮浪性の衝動とも稱すへきか其浮浪の主なる原因を調査するに或は自由を制限せられたる生活を厭ひ或は不自然なる訓練取扱ひに對し不平を抱き或は貧困なる家庭生活を快しとせず或は保護者の缺陷せるに對し本能的反抗

### 寄 書

の念を惹起し或は何等の事情なきも日常慣れたる

境遇を以て無趣味なるものとし益嫌厭の念を高め其境遇より脱して更に新境遇を作らんとする幻想より浮浪するもの往々なるを認む既に浮浪の結果遊牧的の生活を爲すに至ては道徳心の滅却する言を俟たざるへし夫れ普通人士と雖ども旅行中に在りては往々徳義を蔑視し自分の名譽位置を顧みざるか如き行爲あることなきにあらず然らば是等浮浪の輩か此の生活中に於て犯罪行爲を取行する又怪むに足らざるへし須らく是等兒童に對しては傍らより誘導して向上の希望を抱かしめ或は境遇の變換心機の轉する様適宜の方法を講して處遇せざるへからず

左表は本年十月末日現在人員二百七十九人に就き犯罪當時の境遇を調査したる者にして其内浮浪中犯罪に陥りし者は實に百分の三十六、五二の多きを示せり



年 遇	犯 罪 時 の 年 齡 と 其 境 遇 (大正元年十月末日現在)	
	浮 浪 中	計
十四歲	父ノ許ニ在シ 親戚ノ許ニ在シ 奉公 在學 中自活	自宅 親戚 主ハ他人 ニ保シ 中
十五歲	七	九
十六歲	二	一
十七歲	一	一
計	一〇	一〇
百分比	七〇・八	七〇・八

尙同時に累犯者八十六人に就き再犯に陥りし動機に就て調査したるに左表を得たり如何に家出の結果犯罪に陥りし者の多きを窺ひ知るべし

年 齡	再犯に陥りし動機の調査 (大正元年十月末日現在)	
	計	百分比
十四歲	一	一〇・〇
十五歲	二	二〇・〇
十六歲	三	三〇・〇
十七歲	四	四〇・〇
計	一〇	一〇〇・〇

計	奉公先ヨリ自宅又ハ親戚ノ許ニ歸ラントシ窮乏ノ結果家ヲ厭フテ家出ノ結果奉公中他ニ職ヲ求メント出獄後歸宅ノ途中窮乏ノ結果後家ニ入ラレザリシ爲メ	奉公中取扱ノ意ニ適セストシ家出ノ結果	前刑ノ事ヲ刑事又ハ友人ニ言ハレ家出ノ結果	買収被罰浪費ノ爲メ	放談誘惑セラレタル爲メ	遊蕩費ニ差支タル爲メ	病氣ニ罹リ生活ニ窮シタル爲メ	主人ノ品ヲ安ク賣リ賣上ヲ多カラシメ窮乏ノ爲メ	主人カ無斷ニ衣類ヲ賣却シタルヲ怨ミ	保護院ノ監督ヲ快シトセズ家出	虚榮心ニ驅ラレタル爲メ	家ノ生活貧困ニシテ窮乏ノ結果中授業科ニ差支タル爲メ	諸所見物シタキ爲メ
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

九、教育上の缺陷

今や我國の普通教育は一大進歩を以て普及發達し就學歩合の如き全國平均九八、一〇の好成绩なるに拘はらず當分監收容兒童を調査するときは未だ普通教育の普及せざりしと教育上の缺陷か此不幸を招くに至らしめたるにあらざるか試に本年中出入監人員五三〇人に就き入監前の教育程度を調査するに左の如し

不 就 學 兒 童	三 四 人	百分の六、四二
尋常第一學年	七四	一三、九六
尋常第二學年	六五	一二、二六
尋常第三學年	一〇四	一九、六二
尋常第四學年	一一四	二一、五一
尋常第五學年	六一	一一、五一
尋常第六學年	四一	七、七三
高等第一學年	一四	二、六四
高等第二學年	一三	二、四五
中學第一年	四	〇、七五

中學第二年 師範第一年

一五 〇、九四 〇、一九

即ち現今の制度より云へは義務教育を修了せざるもの百分の八五、二八従前の制度より云ふも義務教育を了せざるもの五二、二六の多數なるを認む加之僅かに尋常一、二學年位を修めたるものにして數年間廢學せるものなれば殆んど無學に等しく従て年齢に比し甚しく常識の缺乏せる時としては眞に痴愚者なるかの觀あるもの少からず尙彼等の在學中に於ける状態を調査するときは其多くは學力劣等操行又修まらず中には數回不合格の上辛ふして義務教育を了りたるものあり或は常に虚言を好むもの或は在學中より盜癖ありし者或は狡猾にして奸智に長したる者或は強情にして常に朋友に指彈せられしもの等の缺陷ありしもの多きは學校照會より得たる歸納なり稀れに學力優等なるものあるも感情の強きものは或は妄想の著しく發達せる所謂中間者に屬すべきにして何れも特

殊の教育を要する児童の多きを認む今や低能兒教育成績不良兒の研究等一般に唱導せらるゝの機運に至れるを以て今後教育を完美ならしむる時は是等兒童の不幸を救済し國家の犯罪を防遏するに與て力あるに至るへし以上は少年受刑者に就き其犯罪と認むべき原因、境遇の著しきものを列記したるに過ぎざるも要するに地方改良と相俟て彼等の四圍の状況を善美ならしめ敦朴の風をなさしむると感化救済事業特殊教育等の力を藉り早く學齡中に之れか救済の道を講ずるは少年兒童の犯罪を防遏する上に離るへからざる事と信す

不良少年に對する刑事政策

(承第廿七卷第四號)

日本犯罪學會會員 澤田順次郎

第二 不良少年の種類及び其の數

不良少年は種々の階級から成り立つて、種類の

第二類 此の類の者は學生と名の附かぬもので嘗て學校に入りたることのない者が多い。謂ゆる盜兒團と稱するもので、これに又二種ある。

第一種 貧兒 貧民の子弟。

第二種 浮浪兒

不良少年は男子のみならず、女子にもある。これらは多く不良少年と氣脈を通じて、性交上共同的の關係を有するもの多くある。

次ぎは不良少年の數である。三四年前の統計に依ると、其の數は東京市のみでも約三千、全國を通じて五萬の多數に上つたが、今日ではそれ以上に達して居ること疑ひがない。或る人の調査に依ると十萬といふことである。これ必ずしも誇大の言でない。けれども吾人は、精確なる統計に基づき、五萬説を採ることとした。

今此の五萬の不良少年を、年齢十六歳未満と、十六歳以上二十歳未満との二種に分つときは、次ぎの如くなるのである。

多いことは、前に一言せる如くなるが、これを分類して見ると、大要次ぎの如くなる

第一類 これは學生と名のつくものであつて、此の中に又三種ある。

第一種 一定の學籍を有する者。此の中には普通の學生の如く、日々出校するものあれども、多くは缺席勝にて、朋友を訪問し、或は出校するといつて出かけるも、朋友と謀し合せて途中何れへか姿を隠すもの多くある。

第二種 一定の學籍を有せざる者。朝には甲校に入り、夕には乙校の生徒となるが如く、學校を轉輾して、學籍を繋ぐもの。學籍は名のみなるものが多い。

第三種 學生を裝ふ者。もとは學籍を有したるも、不良の爲に退學或ひは放校の處分を受け、或ひは數回落第して我れから學校を退きなごして、爾來放蕩生活を營み、而かも學生を裝ふて他を瞞着せんとするものである。

十六歳未満の不良少年は、其の數二萬四百五十四人で、其の中遊蕩を事とするものは、二千二百四十四人である。此の中親權者のあるものと、無い者とを區別すると次の如くである。

親權者ある者 親權者なき者 計  
 男 一、六一五 三〇六 一、九二一  
 女 二五七 六六 三二三  
 合計 一、八七二 三七二 二、二四四

又同年齡にして竊盜、掏摸、搔つ拂等を目的とするものは、八千三百五人で、其の細別は次ぎの如くである。

親權者ある者 親權者なき者 計  
 男 五、九九五 七七八 六、七七三  
 女 一、三四一 一九一 一、五三二  
 合計 七、三三六 九六九 八、三〇五

次ぎに食乞、浮浪の者は二千八百六十人で、其の内譯は左の如くである。

親權者ある者 親權者なき者 計

男 一、三四一 五二九 一、八七〇  
 女 七四六 二四四 九九〇  
 合計 二、〇八七 七七三 二、八六〇

尙他の誘惑、脅迫其の他不良行爲を専門とする者は頗る多く、其の數七千八百五十五人である。其の細別は

親權者ある者 親權者なき者 計  
 男 五、一三〇 六八三 五、八一三  
 女 一、〇一八 二五四 一、七二二  
 合計 六、一四八 九三七 七、〇八五

以上を合すると總數二萬四百九十四人で、何れも十六歳未満のものである。其の細別は

親權者ある者 親權者なき者 計  
 男 一四、〇八一 二、二九七 一六、三七八  
 女 三、三六二 七五四 四、一一六  
 合計 一七、四四三 三、〇五一 二〇、四九四

更に年齢十六歳以上二十歳未満の不良者に至つては、其の數著しく多く、内遊蕩を事とする者は

七千三百五十二人で、これを細別すると、次の如くなる。

親權者ある者 親權者なき者 計  
 男 五、五七五 九〇八 六、四八三  
 女 六九三 一七六 八六九  
 合計 六、二六八 一、〇八四 七、三五二

又竊盜、搦模、搔つ拂等を爲す者は、九千九百五十七人で、其の細別は

親權者ある者 親權者なき者 計  
 男 六、九一一 一、四〇九 八、三二〇  
 女 一、三八〇 二五七 一、六三七  
 合計 八、二九一 一、六六六 九、九五七

次に乞食、浮浪等は二千二百六十九人で、其の細別は

親權者有する者 親權者なき者 計  
 男 一、〇〇六 五二二 一、五二九  
 女 五〇二 二三八 七四〇  
 合計 一、五〇八 七六一 二、二六九

尙誘拐、脅迫等を事とする者は、一萬五百九十九人で、其の細別は

親權者有する者 親權者なき者 計  
 男 七、三四九 一、三〇一 八、六五〇  
 女 一、四九九 四四二 一、九四一  
 合計 八、八四八 一、七四三 一〇、五九一

以上の總計は三萬六百六十九人で、其の細別は次の如くである。

親權者ある者 親權者なき者 計  
 男 二〇、八四一 四、一四一 二四、九八二  
 女 四、〇四七 一、一一三 五、八一六  
 合計 二四、九一五 五、二五四 三〇、六六九

更に前兩者を合すると、五萬六百六十三人で其の細別は

種類 男子 女子 計  
 遊蕩者 八、一四〇 一、四五六 九、五九六  
 竊盜、搦模 一五、六二七 二、六三五 一八、二六二  
 搔つ拂等

乞食、流浪等 三、五九五 一、五三四 五、一二九  
 浮拐、脅迫等 一四、九九六 二、六八〇 一七、六七六  
 總計 三二、三五八 八、三〇五 五〇、六六三

右の年齢の最も少ないものは、六歳乃至八歳で、最も多いもので十二歳以上十六歳未満である、十六歳以上の者は、割合に少ない。

監獄衛生叢談 (本第廿七 卷第二號)

金澤 貧樂生

賣笑 Prostitution に付て

其定義は諸家の見る所に依て一定して居らない様である。 balan、プッシュヤは詳細なる定義を下して曰く淫を賣りたる事實明にして且つ屢之を反復したる時、世人の淫を賣る女たることを認めたる時、其の行爲の爲めに捕はれ又た現場にて其の罪惡の發見せられ又た他の證人或は警官

に依て之を證明せられたるとき之を賣笑と稱す  
 と此定義に従へば秘密に關係を賣る彼の高等私  
 娼例之は藝妓女優等の如きは賣笑婦の範圍より  
 除去せねばならぬことなる、されば余はプエ  
 ツシャーの定義の詳細なるに拘はらず之を不完  
 全と認める又たシユランクの下したる定義では  
 賣笑とは人體を以て行ふ所の醜業 *Unzuchtver-*  
*be betriebe mit dem Menschen Körper* である  
 が此定義の中には一には男性間又は女性間に於  
 ける同體の賣笑者をも含み二には専ら衣食の資  
 を得んが爲めに肉體を賣る者を含んで居る若し  
 然くとすれば男子に身を委して之より衣食の資  
 を仰ぐと共に其男子を情夫となし之に愛情を捧  
 ぐる妾の如きものは賣笑婦の範圍内に算すべか  
 らざることなる佛國のレイの下したる定義に  
 よれば賣笑とは女子が金錢を得んが爲めに相手  
 を問はず男子に身を委し肉體の需要を許す行爲  
 なりとあるが之に據れば賣笑なるものは必ず其

犠牲たるを要求する男子の人格に對しては全く  
 無頓着なること且つ報酬を得んが爲めに犠牲た  
 ることの兩要件を備へねばならぬ而して彼のバ  
 ラン、ヅエツシャーの擧げたる種々の男子に接  
 し反復淫を賣るが如き要件は此の定義の中に含  
 まれて居ない故、衣食せんが爲めに相手を問は  
 ずして之に肉體を寄託する女性はその一人男子に  
 冊くこと又た多數の男子に接することに論なく  
 賣笑婦と稱せねばならぬことなる此の如き意  
 味より觀ると現代の社會に於て人の妾となるも  
 のは勿論或場合の下には妻君と稱せられ夫人と  
 呼はるる女性の中にも亦た賣笑と見做して可な  
 るものがある、何となれば近世社會の状態を見  
 るに多數の女子は相思相愛の男子と結婚するに  
 は非ずして或は生活の安全を得んが爲めに或は  
 虛榮心を満足せしめんが爲めに心にもなき男子  
 に身を委するので結婚といへる美名はあつても  
 其實は肉體を賣るのと同様であるからである殊

に上流社會などでは奥様とか御大人様とか他人  
 より尊敬せられていても其實際を見ると唯家庭  
 裝飾物、男子の玩弄物に過ぎぬ唯一般の賣笑婦  
 と異なる所は一生を通じて唯一人の男子を守る  
 だけである、それとも内助の效があるとか収入  
 の一部を分擔するとか想應の働きがあれば格別  
 であるが家庭のことは殆んど度外視して演藝會  
 や芝居見物杯に浮身をやつし亭主より金を搾り  
 取ることはばかり腐心している當世の婦人連中は  
 前記レイの定義から觀ると賣笑婦と稱しても差  
 支あるまいと想はれる併し公然人の妻君を賣笑  
 婦に任せしむるが如きは理論上は兎も角何とな  
 く妥當を缺く故レイの定義も亦た不完全である  
 と謂はねばならぬ。  
 然らば賣笑婦に對する妥當の定義如何といふに  
 余はモルの説に於て之を見出すことが出來た其  
 説に曰く賣笑とは報酬を得るか爲めに個人的に  
 定まらざる人群に對し性慾上の犠牲となるを云

ふとされば同氏は單に報酬を求むるのみにして  
 は未だ賣笑と稱す可らずと云ひ又た彼の個人を  
 定めて之に身を委する妾婦の如きは賣笑婦と區  
 別すべきものであると説て居る、イソン、プロ  
 ツホも亦た男子より生活の資を仰ぐと共に之  
 に愛情を捧ぐる如きは眞の賣笑でなく野性の愛  
*Wilde Liebe* と稱すべきものであると論じた併し  
 プロツホ自身も言つた如く實際上に於ては野性  
 の愛と賣笑との間には嚴に區別を立てることは  
 出來ぬ、何となれば這般の女性が又た眞の賣笑  
 行爲をなすことの甚だ多いのは殆んど掩ふべか  
 らざる事實であるからである。  
 原始時代に於ける所謂賣笑なるものは寧ろ現代  
 に於ける野性の愛に近きものであるそれは報酬  
 を得んが爲めに醜行を營むに非ずして單に濫交  
 と看做すべきものであるからである、ハインク  
 ツヒ、シユリチエーは賣笑は必ずしも近世文明  
 の所産物でなく原始社會に於ても賣笑の行はる

ることを説き青年男女間に無制限なる性交の禁壓せらるる所には到る處賣笑を見ることを述べたが併し同氏が賣笑行爲として挙げたる現象例之は多數の未婚女子が男子の家に同棲するか如きはイワン、プロツホの言つた如く畢竟特殊なる野性の愛と見做すべきもので眞の賣笑と稱することは出来ないと思ふ原始人類間にも文明人に於けるが如く個人的、社會的及び經濟的關係の作用に依て賣笑婦の出つることあるは多くの旅行家の早聞する所でコロンビア、北メキシコ、アルゼンチン、カロリナ等の蠻族間には醜業を營む女性を見ること敢て稀有でないこと云ふことである。

○ 英國の學者エリスは其著「性的感覺」に於て近頃世に行はるる婦人運動の害少からざることを述べ女子の精神障礙、酒精中毒及び犯罪の數を増加し又た同性の愛の如き性慾的倒錯を増加せし

は同性の愛を事とする女性に依て行はるる傾向のあることを説いたか、それは果して最初より性慾の倒錯ある女性が婦人運動に従ふのであるか或は婦人運動其者が益々男子に對する愛情的傾向を殺滅して性慾の倒錯を來たすのであるが兩者の間に判然たる區別を劃することは出来な

○

いけれども要するに性慾の倒錯と近代的女性の思想行動との間には慥かに一聯の連鎖があるやうに思はれる。

死刑廢止論を唱ふる者は曰く刑の目的は遷善改過にあり死刑は此目的に背馳するを以て之を廢せざるべからずと然ども、これ楯の一面のみを觀たる迂説なり世にはロンプロゾの論せしが如き先天性犯罪人 *Angeborner Verbrecher* と稱すべき輩少からず此の如き者は生來道德的的感覺なきを以て、たとへ之に刑罰を科し牢獄に囚へて苦役を誘ひたればとて遷善悔過の目的を達

むる原因となることを説いたが其實例は既に英國の參政權運動者に於けるのみならず今や吾邦の女性社會にもあらはれる様になつた蓋し女性の先天性に一定せる男女の性的差異を無視して男性的文明に參加せんと熱中するの結果は不知不識の裡に女性的觀念の薄くなつて男性的思想に傾むき従て其の舉動態度も男性の色彩を帯びてくるのは蓋し自然の數である參政權運動に従へる英國の女性の行動が毫も女性らしき所なく其の過激猛烈なること男子に譲らざるが如き或は吾國の「新らしき」女性か妓樓に登りて宴樂を恣にするが如き或は凡ての男性を馬糞同様と罵倒して得たるが如きいづれも極端に男性化せる女性の好標本である而て其男性化の結果として性慾の方面にも異常を來たすに至ることは蓋し理の看易き所で男子に對する愛情の薄らぐ結果自然に同性の愛に陥る傾向を生ずるやうになるリューリング及びイワンプロツホ等は婦人運動

すべからず殺人犯人又常習犯人の内には此の如きもの鮮からずされば這般の罪人は寧ろ之を死に處する方其當を得たりと謂ふべし又た人道を云々する論者は死刑を以て人道に背反するの甚だしきものとなし之か廢止を唱ふれども先天性犯罪人常習犯罪人の如き社會の有害なる寄生物は斷して之を除去せざるべからず徒らに人權人道を云々して死刑を廢せんとするか如きは蠅虫蠅虫を身體より驅除するを以て殺生の罪惡と見做すの愚に異ならんや余輩は更に死刑の範圍を擴張して再三重刑に處せらるるも尙ほ悔過遷善の實を擧ぐることを能はざる罪人の徒は人種の惡化を豫防し又た社會の公安を期するか爲め斷然死刑に處するを妥當なりと思惟するものなり

(香涯學人)

### 出入監者ト腸胃病トノ關係

水戸監獄 萩 谷 忠

一 由來監獄の食糧が一般營養を充すに足らず品質亦精良ならずして腸胃病者の多きを唱へ或は攝食の方法等規律的にして寧ろ入監に依り全治したり等其導ふ處一様ならず要之從來數字上何等調査の見るべき者なく從て其眞偽何れに在るや知る可らざるを遺憾とす偶々眞木事務官の巡閱に際し之が成蹟調査の興味ある且監獄衛生上必要事なるを説く余が本調査著手する亦此の動機に基く者とす而して一般腸胃病診斷の方法としては固と學術的診法に據るを至當とす然れども斯は執務上不可能の事柄に屬し世上唱ふる處の病者とは寧ろ單純なる意味に於て彼等の訴を聞き調査するの適當且勝れる者ならんことを庶幾したり調査は大正元年十二月より二年十一月に至る一ケ年間に於て人員の少數なる固より正鵠を得ざる嫌なき能はずと雖も讀者之に依て幸ひに推斷を賜はは思ひ半ばに過ぐる者あらんか

一 前項調査の參考として之が一般營養を觀察す

るに入監比較的不良の傾向を示し之を釋放時の體量に就き調査するに増加は主に四十歳未満にして一三、八四減量は五十歳以上に在りて六七、二〇プロセント則ち減量者は全數の七分六厘強なるを知る然れども此れ獨り滋養缺乏の故に非ずして監内外作業の併行せざる精神的其他又影響する者あるが如く思料せらる而して入監者の多數は勞働業者なるに反し監内輕易の業種に移るは各監獄に於ける状態にして從て食糧及運動等其生活境涯を異にするは主なる原因と見做すを得べし故に作業併行其他身體及精神的境遇の一致を得ざるや體量亦平衡を保つ能はざるべく而して本營養の狀況と腸胃病とは直接の關係なきもの、如し

一 受刑者釋放時體量の増減左表の如し

増	入監ニ對スル	減	入監ニ對スル
人員	平均體量	人員	平均體量
二十年未満	八	二十年未満	二八
三十年未満	二九	三十年未満	一四四
	一六五又強		八九八強

四十年未満 三二、四三三  
 五十年未満 二一、二四強  
 六十年未満 六、二九強  
 六十年以上 〇、〇  
 合計 九六八、二五二又強 四六一八、八九三又強

一 職業と腸胃病との關係を知らんが爲入監者の業種を左の如く概別し監獄作業に就ては食糧等級別に依り自然判明し在るを以て茲に之を省略したり

職業との關係に就て入監者勞働業者は一、六一輕業者は三七、七八にして出監者勞働業者は七、〇三輕役坐業は一五、〇九プロセント共に輕業者に多きを示し入監者總數に對する病者は一五、九三出監者は一一、八〇にして則ち監外者に該病者の多きを見ること左表の如し

強役勞働	木挽	鍛冶工	土方	農	仕事師	左官	鑄物師
強役勞働	大工	石工	鑛夫	屋根葺	漁夫	機織	日雇業

武力職	染物職	官吏	公吏
遊藝	無職	商	理髮
菓子職	入監者	出監者	
強業	健康者	健康者	健康者
輕業	健康者	健康者	健康者
病者	病者	病者	病者
病者トノ關係	入監者	出監者	
一年齡と胃腸病との關係に就ては入監者は六十歳以上の者四六、八七出監者に在りては六十歳以下の者一九、三五プロセント共に六十歳前後に多きこと左表の如し	入監者	出監者	
年	健康者	病者	プロセント
二十年未満	三三	二四	二六、四一
三十年未満	三六	二四	一〇、七
四十年未満	二四	三三	一〇、三六
五十年未満	一七	一八	一八、七
六十年未満	六	三	三、〇
六十年以上	三	一五	四、八七
	三	二四	六、二五

合計 七〇 一四四 一五九三 六五 七 二、六〇

結論

一體量減削の原因は監外作業と併行し得ず輕坐業に移る者多きと或る精神感得の影響する處在るに依る

一 腸胃病者は出入監者に大差なく寧ろ在監人に少なきを認む

巢鴨假出獄者に關する一二の調査

武田 慧 宏

一、假出獄者と再入者

假出獄は行刑の効果を表現する事象の一にして、明治三十七年一月より大正二年十二月に至る滿拾ケ年間、全國に亘りて假出獄者の總數一九、六四一人を算するに至りしは監獄界の一の誇りとするに足れり。我巢鴨監獄に於ても亦た同拾ケ年間の假出獄者數六九八人にして、同年間に於ける

滿期釋放者二二、六八二人に對照すれば殆んど言ふに足らざる少數なりと雖も、其中再入せしは五人、全假出獄者に對しては七、七パーセントなり、即ち百人中九二人餘は良成績を擧げつゝあり。尙ほ又假出獄期間中に再犯をなして停止又は取消處分を受けし者一六人にして全再入者に對しては三〇、パーセントに當るも全假出獄者に對比せば二、三パーセントとす、斯の如く再入者は必しも多數なりといふべからざるも吾人究極の理想より云へば期間中は勿論、期間經過後に於ても亦た一人の再入者なからしむるにあり、然るに我か監獄に於ける結果は前示の如く、全國の監獄に亘りては停止又は取消處分を受けし者五八五人にして全假出獄者の二、九八パーセントに當るは是れ白玉の瑕疵にして能ふべきだけ之を除去するに努めざるべからず。再入の原因元より多種多様に於て一律の下に概括すべからず、故に數多の方面より考察研究を要すること明かなり、今は唯た材を巢鴨監

獄の假出獄者に採りて比較的容易なる事項の調査を發表する所以は、異日賢明なる諸氏によりて更に深奥にして的確なる調査の發表せらるゝを俟つるの微意に外ならず。

二、罪名と假出獄及其再入者

假出獄は人格本位によりて決定せらるべきもの、隨てまた罪名の如何を問ふの必要なことは議論のなき所なり。然れども罪名により累犯に陥る危険の多少を測度することは全く故なきことに非ず、多年の間、多數の出監者に徴して吾人の得たる實驗的觀念は某罪の者には累犯の虞あり、某罪の者は比較的安全なりと思惟するは蓋し已むを得ざるなり。假出獄者を詮衡するに當りても亦た此觀念によりて左右せらるゝことは怪むを須る

ず、例せば竊盜の如き賭博の如き何れの監獄に於ても尤も多數を占むるに拘らず假出獄の選にあつかること寡し、殺人の如き放火の如きは罪質の佳良と見做さるゝ爲に多きに上る、而して其結果の

如何を次の表によりて見んとす。

此表に顯はるゝが如く假出獄者の最も多數なる文書偽造の罪名とす（官文書、私文書の偽造及行使をも含む）而して其成績必しも悪しからず。強盜之に次くも成績甚だ不良。殺人の（謀故殺を含む）の如き充分に佳良なりといふべからず。成績の尤も擧がれるものは放火、横領、收賄及贈賄等とす。僅かに一人の假出獄者が再入者するに至り、不敬罪及國稅滯納の者は全部再入して其成績不良而かも其罪名も巢鴨監獄に於ては稀有のものに屬す、人物の詮衡を誤りしには相違なきも、幾分か又罪名に對する觀念に影響されずと言ふべからず。電信法違犯の如きも亦た此類か、

(第一表)

殺人	罪名		假出獄者數	再入者數	假出獄者對再入者之百分率
	種類	別			
殺	殺人	殺人	九	二	二二・二
殺	殺人	殺人	九	二	二二・二
殺	殺人	殺人	九	二	二二・二
殺	殺人	殺人	九	二	二二・二

罪名と假出獄及其再入者

假出獄者對再入者之百分率

假出獄者對再入者之百分率

假出獄者對再入者之百分率

假出獄者對再入者之百分率

假出獄者對再入者之百分率

假出獄者對再入者之百分率

假出獄者對再入者之百分率

假出獄者對再入者之百分率

假出獄者對再入者之百分率

假出獄者對再入者之百分率

假出獄者對再入者之百分率

假出獄者對再入者之百分率

假出獄者對再入者之百分率

假出獄者對再入者之百分率

假出獄者對再入者之百分率

假出獄者對再入者之百分率

假出獄者對再入者之百分率

強盜	詐欺	文書偽造	有價證券偽造	傷害	放火	竊領	竊盜	官印偽造	盜用	收賄及贈賄	通貨偽造	監守盜	恐喝	強姦	強姦	誘拐	贓物收受	電信法違反	賭博開帳
100	141	101	6	3	3	元	元	3	3	3	8	17	3	3	9	3	3	3	2

瀟車防害	不敬罪	自殺幫助	國稅滯納	辱職逃亡	召集不應	背任罪
100	100	100	100	100	100	100

備考 未遂罪は凡て本罪に包含せしめ偽造罪には行使をも含ましむ兇徒聚衆罪を強姦罪中に入る其舊刑法の罪名にして同一質の新刑法名に包含せしめたるものあり

三、刑期と假出獄者の成績

理論上如何なる短刑期の者を假出獄せしむるも差支なしと雖も、素と行刑の峻嚴を寛和し、併せて感化改善の効果を試験する旨意にありとせば短刑期者に對しては極めて適用の範圍を狹隘にせるを可とせずや、然れども幾干を短しとし、幾干を長しとすべきかは未だ俄かに決し難く、要は受刑者個人的關係を以て標準とするの外なし、若し

然らば絶對に一定の標準を得べからざるかと云へば左にあらす、隱然司獄官の主觀を通して大體の境界線とも見るべきものあり、即ち先づ一年以上の者に對しては假出獄をなすも可なるべきも、其以下の者に對しては特殊の情狀を存せざる限り餘り短きに過ぐとの意見なるが如し、是れ洵とに妥當なる見解にして、僅々一二月の間を以て直に個人的性格を知悉し猶ほ將來の行動までも洞見し得べしと云はゞ殆んどこれ神通力に類し、尋常人の能くすべき所に非らざるを以て刑期一年以上なりとせば三分の一として三ヶ月、二分の一として六ヶ月の視察期を存して多少の餘祐ありといふべし。且亦た視察の可能を豫期するも短刑期者を假出獄することは常に感激の情稀薄なるのみならず、或は國法を輕侮するの念を惹起せしむる惧なしとせず。然りと雖も長刑期必しも好成绩なりと斷定すべからず、寧ろ反對の結果なるは次表の

示す所なり、即ち巢鴨監獄に於て執行する最長刑十一年迄の間を各六ヶ月毎に區分して調査するに、刑期五年未満の者にして假出獄されし再入者率は總體に於ける再入率七、七%より以下にして、五年以上となれば再入者の生ずる場合は必ず平均率以上にして、殊に二三、八%の高率に上ざるものあり。之か理由は一面より言へば罪名の上にて成績尤も不良なりし強盜罪の關係によるものにして同罪の者が五年以下の刑期を受け假出獄されし者二六人なるに對し五年以上に七四人を算するを以て、成績著しく軒輕を見ることなるが、又一面より言へば、曾て藤井兄の論せられしが如く、長刑期者は漸く拘禁生活に馴れて刑罰の威戒力を鈍麻すると共に社會生活に復歸するの困難愈増大するか爲なるなきか、課刑上講究すべき一題目たらすとせず。



(第二表)

刑 期 種 別	人員 種 別	再 入 者	再 入 者 計	假 出 獄 者 對 再 入 者 ノ 比 率	假 出 獄 者 對 再 入 者 ノ 比 率
六月未滿	以上	三	一	三三三	一〇〇
一年未滿	以上	六	四	六六六	一〇〇
二年未滿	以上	八	六	八八八	一〇〇
三年未滿	以上	九	七	九〇九	一〇〇
四年未滿	以上	二	三	二二二	一〇〇
五年未滿	以上	五	五	五〇五	一〇〇
六年未滿	以上	六	六	六〇六	一〇〇
七年以上未滿	以上	七	七	七〇七	一〇〇
合計		三九	二九	三九〇	一〇〇

假出獄期間即ち殘刑期の長短は假出獄の成績に影響することの甚大なるは略易き道理にして、殊に期間中再入する者の數に影響あるは何人も首肯する所なり。巢鴨にては全體の假出獄期間は五年未滿にして之を六ヶ月毎に分割調査するに殘刑二年未滿までは總體の再入率七、七%以下にして、其以上は三年以上四年未滿の間に於て例外を見る

刑 期 種 別	人員 種 別	再 入 者	再 入 者 計	假 出 獄 者 對 再 入 者 ノ 比 率
六月未滿	以上	三	一	三三三
一年未滿	以上	六	四	六六六
二年未滿	以上	八	六	八八八
三年未滿	以上	九	七	九〇九
四年未滿	以上	二	三	二二二
五年未滿	以上	五	五	五〇五
六年未滿	以上	六	六	六〇六
七年以上未滿	以上	七	七	七〇七
合計		三九	二九	三九〇

四、假出獄期間の長短と再入者の數

假出獄期間即ち殘刑期の長短は假出獄の成績に影響することの甚大なるは略易き道理にして、殊に期間中再入する者の數に影響あるは何人も首肯する所なり。巢鴨にては全體の假出獄期間は五年未滿にして之を六ヶ月毎に分割調査するに殘刑二年未滿までは總體の再入率七、七%以下にして、其以上は三年以上四年未滿の間に於て例外を見る

も先づ著しき増率を來たせり。若し期間中の再入者に至りては六ヶ月未滿は〇、四%にして六ヶ月を増す毎に順次増加し(一年六月以上二年未滿、三年六月以上四年未滿の二期は一人の期間中再入者なきを以て例外とす)終には四年以上五年未滿に至れば一四、三%となる。由來出獄者の再犯に陥る危険の度は出獄時に近かき程強大にして、之を去ること遠ければ隨て安全の度を増すものなるが、假出獄については正さに之に反す、惟ふに假出獄取締規則の爲に多少の制限を蒙ることが遂に彼等をして社會生活に堪へざるに至らしむるに非らざるか、此長期間に於て能く良正の生活を送りし者が期間後再犯せざるは勿論のことにして亦た疑を挿むの餘地なし。何れにしても假出獄の効果の顯著なることを知るに足れり唯た統計上僅々一人位を以て未だ速斷を下し難きを憾みとす。今左に表示して諸賢の教を乞はんとす。

(第三表)

假出獄期間と成績

刑 期 種 別	人員 種 別	再 入 者	再 入 者 計	假 出 獄 者 對 再 入 者 ノ 比 率
六月未滿	以上	三	一	三三三
一年未滿	以上	六	四	六六六
二年未滿	以上	八	六	八八八
三年未滿	以上	九	七	九〇九
四年未滿	以上	二	三	二二二
五年未滿	以上	五	五	五〇五
六年未滿	以上	六	六	六〇六
七年以上未滿	以上	七	七	七〇七
合計		三九	二九	三九〇

五、犯數其他の條件に就て  
犯數は初犯の多きこと言ふを俟たす。

(第四表)

人員種別	入		出		對出獄者百分率
	計	再入者	計	再入者	
初犯	三	四	三	二	六九
二犯	二	二	二	二	二八
三犯	二	二	二	二	二六
四犯	一	一	一	一	二〇
五犯	一	一	一	一	一〇〇

(第五表) 歸住地との關係を見るに左の如し

人員種別	入		出		計	再入者百分率
	計	再入者	計	再入者		
親族ニテ引取リタルモノ	三	三	三	三	三九	一〇〇
知己ニテ引取リタルモノ	四	四	四	四	九六	一〇〇
自宅ニ歸リタルモノ	八	八	八	八	九二	一〇〇
保護會ニ引取ラレタルモノ	三	三	三	三	七三	一〇〇

保 護

大正二年中埼玉縣下に於ける出獄人保護事業の概況

白井勇松

出獄人保護事業界に於て古き歴史を有する我埼玉縣の埼玉慈善會保護院が客年七月縣下各郡に互り三十三箇所の支部を設置し從來の本部に於ける直接保護及間接保護の外出獄人の大部分に對して間接保護を開始したること即ち保護院の活動が從來と面目を異にするに至りたること及び我浦和監獄が客年五月小生赴任後出獄者全部に對し各所屬寺院住職に保護を依頼することにせしことは曾て協會雜誌に紹介せらるゝ所ありしが所屬寺院への依頼は大に其効力を奏し成績良好なるを認め居れり

保

護

即ち出監者の全部に對し出監十日前に所屬寺院に保護依頼狀を發し可成本人出監前に保護の方法熟議旁本人に面會する爲め出頭を促すが此依頼狀を發したるもの客年五月開始の時より同年十二月まで八百九十一通なり各寺院に於ても從來出獄者保護の要を認めざるにあらざるも多くは其擅徒の入出監を知らざる爲め之を閉却せる等の關係もありたるに右の依頼狀に依り保護の端緒を與ふることとなり一面には之れが刺撃ともなり漸次保護思想を濃厚ならしめつゝあり大正二年の半途より開始したるものなるに依頼狀に依り寺院の住職親しく監獄に出頭して保護上の打合を爲し一面には本人に面會して訓諭を爲し將來を談する等のもの漸次多きを加ふるに至り殆ど毎日寺院住職一、二名の出頭を見さることなきの狀態に至り其出頭せざる者に在りても冷然之を閉却するにあらず病氣其他事故の爲め出頭し難きも出監後充分に善導保護する旨挨拶狀を寄せ又具體的に保護の方法を協議し

來るあり又住職空缺の寺院に在りては擅徒總代態々出頭して住職に代り保護の任を盡くさんことを申出づるあり而して出監後の相當期間に於て出監者の現況を詳報し來る住職多々あり斯の如くにして住職又は其代理者の出頭あるや小生は如何に多忙なりとも若くは休暇日なりと雖も必ず會見して親しく出獄者保護の必要なる概念及び其個人的境遇に相應する將來の保護意見を述べ且つ一般の保護思想喚起に關する鼓吹に努めつゝありて此方法の開始以來日月久しからずと雖も大に効力あるを認めつゝあり

前述の寺院依頼の外恩典出獄者及び少年受刑者に付ては全部其他の者に付ては特に必要を認むる者に對し保護者を呼出し保護者に將來の心得方、保護の方法等を懇篤に説示し殊に恩典出獄者等最も重要關係の保護者にして典獄親しく説示すべき必要ある者に對しては小生は必ず之に會見し能く説示して引取らしめ其引取に出頭し難き事情あるも

のは保護會に托して之を送り届け懇切に保護の法を談して之を引渡し其他尙ほ個人關係に依り教誨師をして種々の方法を採らしむるものあり大正二年中教誨師より家庭との融和を圖り又は引取方等に付發信したるもの及び出監後通信教誨を加へたるもの並に家庭訪問を爲したるもの通して八百

二十三人あり又免囚保護會たる埼玉慈善會保護院、川越就實園に在る被保護者を時々訪問し又右兩保護會に於ても教誨師に囑托して保護中の被保護者に對する修身講話等を爲さしめ即ち毎月一回又は二回夜間等を利用して可成集まり得へき者を集め修身講話等を爲し以て裨補しつゝあり監獄に於て保護の方法を講したるものを綜合せば左表の如し

大正二年中監獄にて保護の方法を講したる人員表  
監獄より歸住旅費又は衣類を給與したるもの

監獄より停車場又は其他に送りたるもの 九二  
父兄其他の親族に直接引渡したるもの 二五〇  
保護會へ引渡したるもの 七九  
篤志家に引渡したるもの 一  
寺院に引渡したるもの 四  
計 四三七

監獄法施行規則第六十九條に依り警察官署に保護の通報を爲したるもの 四九六  
所屬寺院へ保護の依頼狀を發したるもの 八九一  
教誨師より家庭の融和を圖り又は引取方等に付發信したるもの 一九六  
出監後通信教誨を加へたるもの 六二四  
家庭訪問を爲したるもの 三  
以上

縣下の免囚保護會に於ても時勢の要求に鑑み漸次其經營の方針を改め事業を擴張するに至れり小生は客年五月趣任後埼玉慈善會保護院長に事業の發展活動の方法殊に支部設置の急要等に付熱心に意

見を披瀝し院長に於ても其必要を認め居りたることに於て客年七月常議員會の決議を以て縣下各郡に亘り三十三箇所の支部を設置し支部をして間接保護を普及せしむること、小生も亦參考事項に付進んで吹聴したるが支部設置以來相應なる保護振にして豫想以上の好結果なるを見る而して本院は此等の爲め客年事務員一名増員し以て内部事務等の整理と相俟つゝあり又川越就實園は専ら少年受刑者の出獄者を保護するを目的とするか財的基礎甚だ薄弱なるを以て是亦客年五月以來事業發展の前提として基礎を造るべきことを警告し地方有志を勧誘して會員たらしめ出資の途を講せしめつゝあり客秋不幸にして園長病死し後任には川越在住の名望ある豫備陸軍少將公平氏を院長に副院長に川越分監長を同園役員會に於て推薦し現院長は本事業に趣味を有し熱心に盡力しつゝありて本業發展の緒に就きたるは誠に幸とする所なり地方行政機關に依る保護は埼玉縣出獄人保護規程

に依るものにして客年中監獄より保護通報を發したる數四百九十六人なるが内他府縣に歸住したるもの尠からず縣下各警察署長及分署長は年二回其狀況を典獄に報告するの例にして客年中に於ける報告の成績表を綜合して之を觀るに左表の如く成績の良好なるを示しつゝあり則ち現在保護されつゝあるもの四百二十二人の内成績良なるもの實に百分の九四、八(改悛の狀ある者百分の六〇、二稍改悛の狀ある者百分の三四、六)にして改悛の狀なきものは僅かに百分の五、二に過ぎず總人員に對し所在不明のものを悉く不良と假定し再入監及び現在保護人員中の改悛の狀なきものを合して比例を求むるも百分の一四、四にして他の百分の八五、六は成績良好なる狀況なり蓋し前述の如く所屬寺院に保護を依頼するに至れると埼玉慈善會保護院支部の間接保護等種々の保護方法と相俟て斯の如き好成绩を擧ぐるに至れるものと信す

大正二年自至十二月埼玉縣出獄人保護規程に依る

出獄人保護成績表

入員	本年間		本年間 出入 所在不明トナリタルモノ	本年間 死亡	保護ヲ解除セルモノ	差引	内譯	現在	計
	管外ヨリ移轉シタルモノ	管内ヨリ移轉シタルモノ							
出獄シタルモノ	二八九	二〇〇	六	一四	二二〇	一〇八	改後ノ狀アルモノ	二三八	一六
管外ヨリ移轉シタルモノ	二〇〇	六	一	二	二〇〇	一〇八	改後ノ狀アルモノ	二三八	一六
管内ヨリ移轉シタルモノ	一四	二	一	二	二〇〇	一〇八	改後ノ狀アルモノ	二三八	一六
管外ニ移轉シタルモノ	四〇	一	一	二	二〇〇	一〇八	改後ノ狀アルモノ	二三八	一六
管内ニ移轉シタルモノ	一一	一	一	二	二〇〇	一〇八	改後ノ狀アルモノ	二三八	一六
再ヒ入監シタルモノ	二二三	二	二	二	二〇〇	一〇八	改後ノ狀アルモノ	二三八	一六
本年間 所在不明トナリタルモノ	二二八	二	二	二	二〇〇	一〇八	改後ノ狀アルモノ	二三八	一六
死亡	五	一	一	一	二〇〇	一〇八	改後ノ狀アルモノ	二三八	一六
保護ヲ解除セルモノ	一	一	一	一	二〇〇	一〇八	改後ノ狀アルモノ	二三八	一六
計	四〇一	六	一	二	二〇〇	一〇八	改後ノ狀アルモノ	二三八	一六
現在	四〇一	六	一	二	二〇〇	一〇八	改後ノ狀アルモノ	二三八	一六
計	四〇一	六	一	二	二〇〇	一〇八	改後ノ狀アルモノ	二三八	一六

備考  
本表ニ依レハ成績良ナルモノ百分ノ九四・八(改後ノ狀アル者)

百分ノ六〇、二番改後ノ狀アルモノ百分ノ三四・六〇ニシテ改後ノ狀ナキ者ハ僅ニ百分ノ五・二ニ過キス

又總人員ニ對シ所在不明ノモノヲ悉ク不良ト假定シ再入監及現在保護人員中ノ改後ノ狀ナキモノヲ合シテ比例ヲ求ムルモノ百分ノ一四・四ニシテ他ノ百分ノ八五・六ハ成績良好ナルモノナリ

○奈良至徳會の發展 奈良縣下に於ては免囚保護機關として大和修導會あり數年前より斯道のため活動しつゝあるも保護事業發展を期するため昨年未奈良監獄吏員の發企にて先年來事業中止の大和出獄人保護院を再興し更に至徳會なるものを組織し丹羽典獄會長として之に丁り各主任及び教誨師は理事又は保護主任となり奈良地方裁判所長檢察正同縣警察部長は顧問として盡力し縣知事兩院議員各宗管長門跡等は名譽會員となり其他特別會員正會員約一千名を得たる由なり同地方は免囚保護思想甚だ冷淡なるを以て此際縣下一般に此思想の普及を計るを以て主眼とし篤志を以て寄附を爲すもの、外は當分會費を徴收せず會の經濟は主として監獄吏員の醸出金によりて維持する覺悟なれば

會員としては各自精神的に此事業の必要なる旨を鼓吹して思想の普及を計り且つ町村内の出獄人に對しては父兄親族と提携して保護の實を擧ぐる事に勉むる筈なれども會員中の篤志者は進んで毎月出金する事を申込むもの又は托鉢によりて淨財を募り會の經濟を補助するもの等尠らずこれある模様なり併し本會維持の經費に就ては現狀の儘にて満足すべくも非れば更に第二期計畫として是が充實策を講じ進んでは法人組織と爲すの方針なりといふ而して保護場は同市古刹般若寺境内に之を設け事務員一名此處に起臥し教誨師は屢々被保護者を訪問して精神上の指導を爲しつゝあり目下の收容者は未だ數名に過ぎざるも追々多數の出獄人を保護するに至るべしとの事なり(四月十六日)

宮城縣加美興風會狀報

仙臺 便り

出獄人保護及地方の風教刷新の爲宮城縣加美郡興

風會なるもの創立せられ、以來一週年に達せしより去る三月二十九日紀念講演會を同郡中新田町蠶業學校内に開かれたり來會者は地方の官民有志各寺院の住職及一般聽衆六百餘名に達し午前十時開會國歌合唱の後村上會長(加美郡長)勸語を捧讀して開會の辭を述べ事務報告を爲して講演に移り(第一席 仙臺市龍寶寺住職河原亮賢師は婦道に關し(第二席)東華女學校教諭白石常代刀自は日露戰爭當時婦人の活動殊に看護婦は傷病兵等を激勵したる引證より婦人の家庭社會國家等に對する潛勢力を説き(第三席)宮城縣女子師範學校教諭阪シケ子女史起て人の不幸は互に實際の出來ぬにあり人として人一人の待遇を社會より受くる能はざるにあり如斯不幸の人を出すは家庭の不良なるより興風會は之れが爲に起り地方風教の爲に貢獻せらるゝは誠に喜ばしき限りなりとておひな祭の由來を引證し婦道の修養及家庭の改良を説き(第四席)宮城縣出獄人保護會岡村取締出獄人保護の實驗を語

り(第五席)には江澤典獄は「文明と犯罪」と題し文明に犯罪は伴ふ文明の裏面に多くの犯罪あり而も列國の犯罪に比し日本の犯罪は數上にあり日本監獄費は日本の大學費より遙かに上にあり宗教信仰の盛ならざる地方には犯罪多し北陸地方は佛教盛なる爲に比較的犯罪少し犯罪を減少せしむるには地方の風教を善美ならしむると同時に出獄者を保護するにありと統計上より説明を加へ、終りに仙臺地方裁判所檢察加藤治之丞氏は微罪不檢舉、執行猶豫、假出獄制度等により國家は犯罪の豫防鎮壓に勉るも犯罪の減少せざるは社會の缺陷あるが故なれば社會は出獄人保護事業等により其缺陷を補ひ國家の機關を援助し以て犯罪の減少を計らざるべからずと結論し以て當日の講演を結びしは午後六時にして夫れより有志の懇談會に移り頗る有益なる集會なりし(終)

肥後慈惠保護場の近情

肥後慈惠會感化部保護場に於て本年度中に收容して保護したる者越人員八名及新保護人員十四名にして間接に保護したる者新保護人員九名及收容後間接に保護したる者八名あり且つ一時的に保護を加へたる者二十八名にして之れが實人員總計五十九名に達し年度末日現在人員は收容して保護する者二名間接に保護する者十二名計十四名あり又保護の方法としては從來直接保護を主とし専ら職業の紹介を爲したりしも良民生活の持續は間接保護の一層切實なるものあるを認め着々活動しつゝあり同場事業として養豚の傍ら監獄塵拾及監獄受負作業者の竹屑賣却を引受け又臨時竹箸削藪土等の委託製作を營み收容保護者をして其就職まで一時就業せしめつゝあり就中養豚業(塵拾及竹屑賣却を兼業とす)は大正元年十一月を以て之れが設備に改善を加へ日尙淺きに拘はず今や收支を償ふて餘りあり

通信

青森通信

春寒料峭の候益御多祥斯界の爲め慶賀此事に御座候却設昨初冬に於ける當監衛生狀態に關し及御指導候ひしが十二月以後は恰も強寒時に際し而も寒國の經驗なき小生に於ては如何に彼等を處遇せんぞ苦慮罷在候所謂盲目的考へより先づ對寒の方法として就業者に冷水摩擦(朝食事前)爲さしめたり以來華氏三十度下降の時と雖も単に老若及疾患者等を併せて約二十名位一時休止したる迄にて其餘は悉く喜んで實行するに至れり。

之れが爲め皮膚の抵抗力を増大ならしめ此較的感冒症患者の發生少なきは正しく冷水摩擦の効果なりと思料せり而して本年三月末日在監人の健康診斷を行ひたるに一八平均體重一四、五七一奴強にして客年十一月の夫れに比せば更に六六〇奴の増加を示せり御承知の通り既に噎噎に陥りし不真衛生狀態も今や全く穩健に恢復し目下休養患者一名(肺結核)前途毫も憂慮の餘地を存せず御喜び被下度候。

次に當地方は例年十一月頃より疼痛に罹るもの多く殊に在監人にありては更らに該傷に罹るもの數く爲めに從來隨分慘狀を呈したるものありしやに傳承致し候之れに對しても豫防的救済せざるべ

からずと容し救済的素人療法として(山椒の實を煎り濃汁に容れ粉細し之れに水を混和し指頭又は毛筆にて之を其の患部に塗布するものなり輕きは一、二回重きは一日三四回位つゝ三四日塗布すればよし)昨年十一月始めより此の救済療法を試みたるに頗る成績佳良なり爲めに當監には昨冬以來今日まで疼痛患者無之要するに冷水摩擦に素人的豫防療法の相得て效顯ありしものと信し候從來の夫れに比すればり經費の支出を要せず且つ休業するものなり經濟上多大の利益を得申候先は近況まで々々

徳島通信

徳島縣下の免囚保護事業に就ては從來著しく發展の跡なかりしが一昨年恩赦令發布に際し一般に免囚保護の必要を認むるに至り縣下宗教家は進て之れが事業を企圖し原來恩赦出獄者に對しては相當保護の方法を講せられつゝあるも未だ具體的組織を見るに至らざりしが今回徳島地方裁判所山下檢事正及伊藤典獄の指導薫懃に依り縣下曹洞宗寺院は團結して河波僧教救済會を設立し會長に丈六寺住職豊田明實氏を推し免囚保護及不良少年感化の事業を經營するこゝなり其本部を縣下勝浦郡多家長村丈六寺に置き去る二月七日本部に於て其發會式を舉行せらるる爲に今や既に放免せられたるもの若くは將に放免せられんとするもの、家庭に就き親しく其狀況を視察し或は父兄親族間の融和を計る等著々其事業を進捗しつゝあり二月より放免者の出迎及直接保護等の衝に當り熱心

努力しつゝあり尙眞言家及眞宗に於ても正に免囚保護の具體的組織に付専ら協議中に付何れ早晩之れが發現を見るに至るべき趨勢にありき同地よりの通信に見へたり。

### ●米澤女監の近況

米澤分監を特別女監に指定せられたるは明治四十年二月十四日にして當初の訓令は宮城監獄拘禁の刑期六月以上の女囚福島監獄拘禁の三月以上の女囚及山形監獄拘禁の短期刑以外の女囚を拘禁することとなりたり此の訓令に依り當時山形より三十二名福島より三十九名宮城より四十一名の移送を受けしが尋て同年七月十八日秋田監獄拘禁の刑期六月以上の女囚をも拘禁することとなりて同監獄より四十一名の移送を受けたり爾來此訓令に従ひ宮城福島秋田及山形諸監獄に於て有罪判決確定後直に米澤分監へ移送し刑期間分限拘禁を行ひ今日に至れり而して特別女監に指定せられたる以來移送を受けたるは福島監獄より三百九十三名宮城監獄より二百四十三名秋田監獄より百一十八名山形監獄より二百二十八名にして之に當初より米澤分監に於て拘禁する百十五名其他勞務場留置者を合せて千百三十四名なり又同期間に於ける刑期終了釋放者は七百四十五名假出獄者百四十六名特赦二十六名刑の執行停止に因る釋放三名死亡者三十七名其他勞務場留置者の釋放二十六名合計九百八十三名即ち收容人員は一ヶ年平均百六十二名出監人員は一ヶ年平均百三十五名なり。

○拘禁定員及拘禁現在員 拘禁定員は百五十名にして現在拘禁人員は百五十一名にて定員を越ゆること一々のみ當時に於ては無居監房二十四獨居監房四十を有するを以て二百名を拘禁するに足るべく工場亦其數を容るゝに困難なく既に明治四十四年十一月には二百四十名に達せしことあり斯の如く漸次減少して百五十名となりたるを以て年齢犯數其他個別關係を斟酌し成るべく分類處遇の旨趣をより多く加味せんす。

○現在女囚の罪質 拘禁中の女囚百五十一名の罪名は竊盜最も多かり放火罪之に亞く古來の語る所に據れば放火は古來來風習と見做されたる時代もありと深く意に介せざるものありと果して事實なりや否や唯數字に現はれたるのみにては未だ肯定するに足らず假りに明治四十五年大正元年の一ヶ年新受刑者に就て放火罪を調査すれば男十名女五名なり同年中の東北六縣に比すれば宮城は男二十四名女二名福島は男十名女二名盛岡は女四名秋田は男十一名女六名にて山形と殆ど同一状態に在り宮城の二十四名こそ異彩にあらずや殊に山形の入監女囚五名の中には山形縣のみの者にあらざるを以て放火は東北地方の名物なりと云はゞいざ知らず山形に多しと見るを得ず新受刑者數を既往三年に遡り調査しつゝあるを以て此調査終了を告ぐる曉に至らば或は新年事實を發見するを得んかと期待せり左に現在員百五十一名の罪名別を記せん。

竊盜	五七	放火	四三	殺人	一六
嬰兒殺	一四	詐欺	六	傷害	三

横領	二	國物	二	姦通	二
贖胎	二	通貨偽造	一	文書偽造	一
遺棄致死	一	爆發物取締法違犯	一		一

偶發的犯罪なるや否や當に犯數のみを以て鑑別し得ず初犯者にも職業的犯罪者あり累犯者にも偶發的犯罪者あるを發見することあるも現に調査せる所にては偶發的犯罪の多くは初犯者に屬し習慣的職業的犯罪の多くは累犯者に屬するに争はれぬ事實なり累犯者中習慣的犯罪者と認むべき者竊盜罪に於て二十一名詐欺取財に於て二名又職業的犯罪者と認むる者竊盜罪に於て三名詐欺取財に於て各一名あり、女囚には男囚の如く累犯者多からざるも中には竊盜罪にて十八犯詐欺二十犯を累するものあり。

現在女囚の刑期は左の如く長短特筆すべきものなし。

無期刑	二名	十五年以上	五名
十五年未滿	二名	十年以上	二十九名
五年以下	二十四名	三年以上	二十六名
二年以下	二十六名	一年以上	二十四名
六月以下	十一名	三月以下	二名

○犯罪の理由 犯罪の原因動機は千種萬別にして數字に統計するは殆ど可能にあらず單調なる原因あれば又複雑多岐の原因あり若し一二熟語の型に入れんさせば一人にして數熟語に入るべく従つて犯罪原因を仔細に觀察せんさせば熟字圏外に事實を見るを最も可なりと信するも假りに概括するに痴情三十三、利慾三十、貧困二

十三、一時の出來心十八、虚榮十二、常習二十三なり而して二十五歳以下の者にありては虚榮心に驅られて竊盜罪を犯すもの多く四十歳以下の者在りては家族に老幼の聚累多くして之が扶養に窮し竊盜罪を犯すもの多數を占め四十歳以上の者在りては痴情の爲め放火罪を犯すもの多きを見る又犯人の性行を概括的に調査するに陰險又は狡猾なるもの四十三名魯鈍又は懦弱なるもの三十八名執拗又は偏狹なるもの二十三名質朴温順なるもの十八名輕躁又は浮薄なるもの十三名短慮又は疎放なるもの十名伶俐なるもの五名佞奸なるもの三名傲慢なるもの一名にして竊盜罪の者にありては狡猾又は懦弱なるもの多く放火罪の者にありては魯鈍又は執拗なるもの多し。

○教育の程度 東北の田舎の女子に教育あるものを覚むるの寧ろ愚なるが如しと雖も教ふれば習ふのは何處も同じ共通性のもにして現に拘禁中の者の入監當時の學力を査察するに無教育者百三名尋常小學一年程度の者十二名二年程度十五名三年程度八名四年程度七名五年程度六年程度各二名高等小學一年程度の者二名にして簡易なる往復文を讀り得るは殆ど稀なるも入監後根氣よく教育を試みたるに稍文字を解し又は簡易なる文を讀り得るに至りしもの三十名に及び而かも此の間より眞の改善者を見るは蓋し教育の效果なりしを信す其他の者雖も教ゆれば習ひ習へば覺へ全く徒勞にあらざるは云ふまでもなし目下十八歳未滿の八名には小學程度の學料を一週十四時間教授し二十五歳未滿十九名には一週八時間

二十五歳以上四十歳未満の者には個人關係を省察し選擇して日曜の午後二時間習字算術其他適切なりと認むる學科を授け其人員二十四名合せて五十一名にして能く習學せり尙女子にして裁縫の技能なきは無上の耻辱なり又生涯を通じて不自由なれば學科時間を割きて一週三時間づゝ教授することせり。

○宗派別 當縣下には眞宗の流を汲むもの少きにあらざるも禪宗は最も多くして現在百五十一名中曹洞宗八十六、眞宗二十二、眞言宗十一、淨土宗七、日蓮宗六、神道四、臨濟宗二、天台時宗各一其他宗派の判明せざるもの十一人にして宗教の信念を有する者稀なるも雜信にありては八幡菩薩、稻荷明神等を信する者多し。

○在監者の作業 入監する者の多くは農又は日傭若くは傭僕等にして特殊の技藝を有するもの稀なるを以て此れに適當なり作業を授くることは頗る難事にして目下機工五十八名組組六十名足袋工五同抽籤八名炊事掃除洗濯其他に二十名を使役し何れも勤勉にして勞苦を厭はず成績見るに足るものありと雖も概して動作遲鈍なるを以て之れが督勵には一方ならぬ苦心を要す作業を命するにも聲を高く命すれば尠々として周章で給管々しく指圖すれば泣き出すもあり手心を要すること少からず。

○賞罰 囚情は平穩なりと雖も中には頑迷不羈にして屢々獄刑を犯するあり本年一月中には賞表を附與したるものなく犯則には爭論又は物品藏匿等にして叱責五名減食罰一名減食及賞過停止の併科罰二名ありたり在監者中前科數犯を累れたる女囚二名は辨神

を知らざる者あり監房内の塵を掃除するにも掃を縦に用ゆるが横に使ふかを知らざるあり女監取締の苦勞も一方にあらざる又構内の空地を細さし之を耕さしめ種子を蒔けるにも各自に責任を重んぜしめんさて成るべく其地を劃して持分を定め之を始めより終りまで受持たしむる事に注意せり然れども廣き坪數を有するにあらざるを以て思ふ半分も行届き兼ねるを遺憾とす尙進んで各自の使用する下駄類の如き鼻緒の立直しは自ら之を爲さしめ其他身に着くべきもの日用のもの等成るべく自ら爲さしめ婦人一通りの業に人手を借らざるも差支なからしめんさて種々調査を遂ぐるも意の如くならず又此程より監房内其他適宜の場所には「今日一日の憤み」を掲げ荒々しき心を去らしめんとし又時々教誨師をして其解説を爲かしむることせり。



に變調を來し或は躁狂或は幽鬱に陥ることありて處遇上に支障少からざるなり。

○昨年の假出獄人員 昨年は其前年に於て特赦減刑の御沙汰ありたる後の事さて假出獄の人員多からず昨年中には十七名女監に指定せられたる以來の人員は假出獄者百四十六名特赦二十六名にして出獄後の成績は特赦に於て一名假出獄に於て二名の再犯を見たり昨年中の假出獄者十七名は親族引受保護會又は他人引受の上農業は八人機業に二人商業に二人雇奉公二人親族の扶養を受くる者三人にて未だ不更の塵あるを聞かず、警察署又は保護者よりの報告に徴するも何れも能く規則を服膺しつゝありとのことなり目下假出獄期間内に在る者にして本年中期の満つるは十人明年に於て期の満つるは三人なり山形の本監に於ける男囚の假出獄者は昨年七人假出獄者六人にて其前兩三年に比すれば特赦減刑の餘波を受けたること少數なるは云ふまでもなし。

○特殊の處遇 特殊の處遇と銘打つ程にはあらざるも女囚の中には飯の炊き方を知らざる者裁縫を知らざる者あるは珍しからず甚しきは帯の結び方を知らざる者あり故に此等に對し聊かたりとも技能を得せしめんとの考案より髪結び方は各自に於て爲さしむることし之を能くせざる者には熟練なる者をして教へしめ裁縫は女教師に於て教授し炊事の六名は毎月一名つゝ他の者も交替せしめ漸を追ふて女囚一同は炊事を知らざる者なきに至らしめんさて掃除洗濯も亦之に準することせり掃除に就ても掃の使ひ方

彙報

●被告人の逃走 宮城監獄仙臺分監拘禁中の東京市本郷區菊坂町一番地平民宇佐美功は竊盜及贓物收受被告事件により本年二月二十八日仙臺地方裁判所に於て懲役八年の言渡を受け上訴中の處客月五日午後九時より九時五十分迄の間に於て房内の障子骨を取り外し之を以て監房錠前を破壊脱出し臥床内には便器雜水桶盟等を挿入し尙土瓶に黒布片を被ひて宛然頭部を出して就眠中の如く装ひ巧に看守の巡警線を脱して運動場生垣の支柱二本横木一本其他井戸蓋押への門(何れも長さ五尺内外)等を持ち行き鞭及手拭を以て之を結束して足臺を爲し外圍板塀を踰越逃走せり此時恰も附近を巡警中の看守が異様の音響に不審を起し其方向に急進視察せんことを際板塀を踰越せし人影を現認し非常を急報して追跡處分を爲したるも遂に捕縛するに至らざりしが越て同月十日夜宮城縣下岩沼町に於て警察官の爲に逮捕せられたり。

●受刑者の壓死 三池監獄拘禁中の受刑者大阪府泉南郡麻生郷村大字海塚新二十四番屋敷竊盜累犯懲役十五年岸次太郎は三月二十九日同監出役場宮原坑内に於て採炭中同日午前十時頃厚さ三尺五寸縦六尺幅四尺位の岩石高さ約六尺の天井より突如墜落し前記文次郎及福岡勝助の兩名を埋没せり斯く見たる村添看守は其

附近に於て服役中の受刑者二十餘名を指揮して之が救助に努めたる結果勝助は重傷を負ひたるも幸じて一命を取止めたり次文次郎は救出せしも既に氣息し居り應急手当を施したるも遂に蘇生するに至らざりしと。

●受刑者の縊死 横濱監獄小田原分監拘禁中の受刑者宮城縣巨理郡吉田村大字大畑百四十五番地竊盜罪懲役三月佐藤清司は客月二十一日午前七時四十分より同八時十分迄の間に於て貸與の手拭に三尺帯を連結して監房裏窓の鐵格子に打掛け置便器を踏壓して縊首せり然るに同日午前八時頃受持看守が戶外動運を爲さしむる爲め各房を回廊して出房を命じたるに獨り同囚のみ出房せざるより始めて縊首の事實を發見し應急手当を加へたるも死後既に二十五分を經過し且つ甲状軟骨既に損傷せる爲め蘇生するに至らざりき死因に付ては不明なるも身の薄倅を悲觀したるか又は前科包藏氏名詐稱の嫌疑を受けたるを以て發覺の上は重刑を科せらるゝを感れ急遽死を決したるものならんや云ふ。

●同じく縊死 前橋監獄拘禁中の受刑者埼玉縣大里郡本郷村大字今泉三十番地平民強盜及竊盜罪懲役六年六月長谷川泉三は客月二十四日午前三時十分頃電燈に雑巾を覆ひて房内を薄暗くし自己使用の手拭三尺帯とを連結して便所窓格子に結び付け縊首し居るを受持看守に於て之を發見し應急手当を施したるも遂に蘇生するに至らず同囚は瘵て疾病の爲め治療を受け居りしが殊に縊死前日より腹痛を訴へ居りたるに徴すれば全く病苦を悲觀し遂に此

舉に出てたるものなるべしと。

●被告人の縊死未遂 函館監獄拘禁中の北海道札幌區南三條西四丁目四番地士族光岡享三郎は強盜殺人被告事件により本年一月二十六日札幌地方裁判所に於て死刑の宣告を受けたるに上訴申立に依り同監へ移送せられたり然るに本年三月二十三日第二審に於て棄却の判決を受け更に上訴を申立たるに同月二十七日午前五時頃自己携有の兵兒帶を房裏窓の鐵格子に結束し縊首したるを受持看守直に發見し應急手当を施し蘇生せしめたり同囚の遺書等に徴すれば第二審判決の結果を悲觀し死を決したるものなりと。

●官有財産たる樹木の保管轉換と經伺 甲監獄敷地内の樹木にして官有財産目錄に記載しあるものを乙地方裁判所へ保管轉換せんとする場合に移植の目的を以てする或は用材に供する目的を以てするとの問はず官有財産簿より之を拂出すこと歸著し其拂出方に付ては典獄に之を委任したる規定なきを以て結局官有財産たる樹木の保管轉換に付ては典獄は司法大臣の認可を受くべきものなりと云ふ。

●山田平壤典獄の逝去 朝鮮平壤監獄典獄山田寅一郎氏は兼て精勤の人にして監獄内外の人望淺からざりしが去る四月十一日午後四時頃車身騎馬にて七里門外なる監獄墓地を巡視中不幸にして落馬負傷し遂に同日逝去せられたるは誠に氣の毒の至なり本會は例により氏の遺族に金一封を送付し弔慰の意を表をしたり。

●丹羽典獄の退官 奈良監獄典獄丹羽吾郎氏は明治十七年

監獄書記拜命以來精勤の間あり明治四十一年典獄に昇進し勤続三十年餘に渉りしが最早年齢六十歳に達したるを以て後進の進路を開かんとして進て辭表を呈し本月五日退官せられたり眞に勇退と云ふべし氏は郷里福岡に歸り老後を風月の間に樂む積りなりと云ふ。

●司法省監獄公文

司法省會甲第七九〇號大正三年四月三十日各裁判所監獄宛司法大臣訓令  
大正三年度歳入歳出科目ハ大正二年度分ヲ適用ス該科目ニ適合セサル收入又ハ支出アルトキハ其都度具申スヘシ  
右訓令ス

●農事表提出ノ件

司法省會甲第八〇一號(大正三年五月二日各監獄任拂命令官宛會計課長通牒)  
客年五月司法省會監甲第九一號訓令ニ依リ監獄工場作業素品代價及工錢調大正元年度分ヨリ提出方廢止ノ結果農事表モ提出セザル向有之候趣然ルニ右ハ會計検査院ニ於ケル検査上ノ必要ニ由リ大正二年度以降ハ從來ノ如ク毎年度最終支出計算書ニ添附シ大正元年度分ニシテ未提出ノ向ハ此際至急直接ニ同院へ送付方御取計相成度依命此段及通牒候也

追テ大正元年度農事表ハ明治四十一年 司法省 監獄局 監甲第二二〇號 通牒様式ニ依リ作成スル義ト御了知相成度爲念申添候

皇室會計令ニ依ル仕拂命令ヲ交付セラレタル場合ニ於ケル取扱方ニ關シ別紙ノ通大藏省ヨリ通牒有之候條依命此段及通牒候也(別紙) 往第三二〇八號

大正三年四月二十七日 大藏次官 濱口 雄 幸

司法次官法學博士 鈴木喜三郎殿

皇室會計令ノ制定ニ因リ宮内省ノ仕拂金ハ總テ仕拂命令ヲ以テスルコトニ相成候ニ付貴省所管各廳ノ仕拂請求ニ對シ同省又所属各廳ヨリ該仕拂命令ヲ發行交付セラレタルトキハ政府ノ仕拂命令ト同シク出納官吏ニ於テ之ヲ受領シ現金出納簿ニ登記ノ上運滞ナク指定金庫ニ就キ現金ニ引換領收スヘキ様一般ニ御示達相成度依命此段及御通牒候也

追テ出納官吏ニ於テ仕拂通知書ヲ受領シタル場合ニ於テハ指定金庫ヨリ現金ヲ受領シタル上現金出納簿ニ登記スヘキ義ニ有之候間是非御示達置相成度此段申添候也

●監獄費處理ニ關スル件

司法省 監獄局 監甲第二四八號(大正三年四月十日各監獄宛監獄局長通牒)  
本年年度豫算ハ不成立ニ付前年度豫算施行可相成答ニ有之候處右實行豫算目下調査中ニ付監獄費ハ約二ヶ月分諸支出金ハ看守補助年

監獄局長通牒) 追テ大正元年度農事表ハ明治四十一年 司法省 監獄局 監甲第二二〇號 通牒様式ニ依リ作成スル義ト御了知相成度爲念申添候



金ノ一期分ニ相當スル費額ヲ不取致豫算配賦相成候間右期間内之  
件拂ニ差支テ生セサル様精々節約ヲ加ヘ御處理相成度此段及通牒  
候也

官有財産簿登記方ニ關スル件

司法省會甲第六六二號(大正三年四月十日各裁判所監獄宛會計課  
長通牒)  
官有財産簿登記方ノ件ニ付別紙甲號ノ通富山地方裁判所長ヨリ問  
合有之候處乙號ノ通回答致候間爲御參考此段及通牒候也

(甲號)

日記第八六〇號(大正三年三月廿七日會計課長宛富山地方裁判所  
長問合)

官有財産簿登記方ニ付左記ノ件疑義相生シ候條何分ノ御回示相成  
度此段及問合候也

一 板葺屋根建物ヲ瓦葺ニ換櫓替シタル場合ニ於テ其種類構造及價  
格ニ變動ヲ生スルニ付當初記載ノ額未欄へ單ニ板葺ヲ瓦葺ニ變  
更シタル旨ノ記載ニ止ムヘキヤ又價格ニ於テモ增加アリタルニ  
付其增加分ニ對シ登記ヲ要スルヤ否シ登記ヲ要スルトセハ記載  
方如何

(乙號)

司法省會甲第八四號同年四月中富山地方裁判所長宛會計課長回答  
三月二十七日付日記第八六〇號ヲ以テ官有財産簿登記方ノ件ニ付  
御問合ノ趣ニ承右問合間ノ場合ハ換櫓替修繕工事ニシテ坪數ニ異  
動ナキヲ以テ前段費見ノ通取扱可然ト存候此段及問答候也

叙任

任司法屬  
給六級俸  
任典獄補  
叙高等官八等  
兼鴨監獄詰ヲ命ズ  
七級俸下賜  
長崎監獄片淵分監長ヲ命ズ  
典獄補(橫濱) 大原 公平  
同(片淵分) 田川 午次郎  
(監長)  
文官分限分第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ズ  
七級俸下賜  
依願免本官  
休職看守長(千葉) 高安己之作  
任看守長  
看守(廣島) 寺島 靜次郎  
廣島監獄結ヲ命ズ  
給七級俸  
給九級俸  
依願免本官  
看守長(高松) 稻田 金之助

會報

地方部長の囑託及解除

本會は五月九日を以て左の如く地方部長の囑託及  
解除をなしたり。

奈良地方部長ヲ囑託ス  
注 敬 助  
丹 羽 哲 耶

○其後の加盟保護會

府縣別名	稱	所在地	代表者	保護範圍
富山	富山縣曹洞	射水郡下關村大	宗承濟會	字關町八十九番會長 在田如山 直接間接

○加盟保護會代表者更迭

其後加盟保護會長又は理事に更迭を生し其後任者  
として通知に接したる諸氏左の如し

奈良監獄詰ヲ命ズ  
神戶監獄詰ヲ命ズ  
任看守長  
給月俸十九圓九十錢  
任看守長  
前橋監獄詰ヲ命ズ  
給月俸廿二圓

看守長(神戶) 岡村 達太  
看守長(奈良) 石川 倉三郎  
看守(十勝) 三浦 龜助  
看守(前橋) 宮 下 啓助



千葉縣長生郡慈濟會 會長 野田 憲田

福岡縣久留米市筑後保護會 同 津田 全雄

京都府竹野郡崇徳會 同 栗山 透

神奈川縣佛教慈徳會 常務 佐伯 隆運

東京府曹洞宗報効會 同 長谷川 孝善

○加盟保護會事務所移轉

京都府竹野郡崇徳會 移轉先 竹野郡綱野警察署内

○加盟保護會改名

長崎縣島原悲田院は今回其會名を南高保護會と改  
め千葉成會は千葉縣歸性會と改名したる趣通信に  
接したり。



### 會費拂込注意

一 會費を振替貯金へ拂込まるる向き  
にして拂込まるるときは必ず通知書  
の裏面通信文欄内へ年月人員壹人當  
りを記せられたし

二 金額五圓未満の會費を銀行に拂込  
るゝよりも振替貯金へ拂込るゝ方便  
利なり振替貯金の口座番號は本誌表  
紙の裏面にあり就て看られたし

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、  
場合ノ注意

口座番號  
東京貳五〇五九番

加入者氏名  
監獄協會

監獄協會雜誌廣告料(毎月十日ノ切)

壹頁半頁

拾五圓八圓

但每號掲載スル特約者ニハ特別割引ヲ爲ス

大正三年五月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行兼編輯人  
東京府豊多摩郡大久保町大字  
西大久保三百七拾番地  
伊藤俊光

印刷人  
東京市四谷區愛住町二番地  
磯村政富

印刷所  
東京市麹町區下六番町十七番地  
同勞舍

發行所  
東京市麹町區西日比谷町壹番地  
電話新種壹參六八番  
監獄協會

賣捌所  
東京四谷區愛住町二番地  
東京書院